KAWASAKI CITY

最幸のまち　かわさき

# 第４期川崎市地域福祉計画

2014（平成26）年３月

川　崎　市

# は　じ　め　に

　私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということであります。

　「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そうしたまち。

　子どもたちの笑顔のあふれるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

　また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があふれるまちをつくることです。

　元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

　この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

　本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成２６年３月

川崎市長　福田　紀彦

# 目　次


**第１章　地域福祉計画策定の趣旨** 1

１　地域福祉計画の基本的な考え方 3
（１）「地域福祉」について 3
（２）地域福祉の対象者と担い手 4
（３）地域福祉計画の必要性 5
（４）計画策定の背景と趣旨 6

２　計画の位置付け 8
（１）地域福祉計画と個別計画との関係 8
（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 9
（３）計画の期間 9

**第２章　地域課題の現状と第３期計画の振り返り** 11

１　地域を取り巻く現状と課題 13
（１）人口・世帯の状況 13
（２）高齢者福祉関係の統計 16
（３）障害者福祉関係の統計 17
（４）各種団体関連・その他統計 18
（５）主な地域課題 19

２　第３期計画の振り返り 27
（１）基本目標ごとの取組 27
（２）第４期計画に向けた取組課題 30

**第３章　第４期川崎市地域福祉計画について** 31

１　基本理念 33

２　基本的な視点 34
（１）第３期計画の継承及び地域支援計画 34
（２）地域の実情に合った取組の推進 34
（３）社会経済環境の変化に対応した取組の推進 34
（４）区計画及び地域福祉の推進支援について 35
（５）「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について 36

３　地域福祉推進のための体系 37

４　第４期計画（平成26～28年度）の重点的な取組 …… 38

５　具体的な事業展開 …… 41
基本目標１　サービス利用者の意向を尊重した施策の充実 …… 41
（１）サービス利用者の権利擁護の取組 …… 41
（２）保健・福祉にかかわる人材の育成と確保 …… 42
（３）支援が必要な住民への対策の充実 …… 43
基本目標２　保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化 …… 46
（１）地域福祉推進体制の基盤整備の推進 …… 46
（２）利用者に合わせた相談支援体制の充実 …… 47
（３）効果的なサービス情報提供の取組 …… 49
基本目標３　地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備 …… 50
（１）地域福祉活動への参加の促進 …… 50
（２）地域福祉活動団体の活動支援 …… 50
（３）地域での支え合いやネットワークづくりの支援 …… 51

**第４章　計画の推進体制と評価について** …… 53

１　計画の推進と評価 …… 55
（１）計画の進行管理・評価の体制 …… 55
（２）計画の進行管理と評価 …… 55
（３）市民意見の反映と計画の推進 …… 55

**第５章　各区計画の概要** …… 57

第４期川崎区地域福祉計画の概要 …… 60
幸区しあわせプラン（第４期幸区地域福祉計画）の概要 …… 64
第４期中原区地域福祉計画の概要 …… 68
第４期高津区地域福祉計画の概要 …… 72
第４期宮前区地域福祉計画の概要 …… 76
第４期多摩区地域福祉計画の概要 …… 80
あさお福祉計画（第４期麻生区地域福祉計画）の概要 …… 84

**資料編** …… 89
（１）第４期川崎市地域福祉計画策定の経過 …… 91
（２）第４期川崎市地域福祉計画協議会設置要綱 …… 92
（３）第４期川崎市地域福祉計画協議会委員名簿 …… 93
（４）川崎市地域福祉計画推進検討会議設置要綱 …… 94

（５）平成25年度川崎市地域福祉計画推進検討会議委員名簿············ 96
（６）区民説明会・パブリックコメント（意見募集）··················· 97
（７）本計画と連携する主な個別計画································ 99
（８）本計画の事業に関連する主な相談機関························ 100

# 第１章 地域福祉計画策定の趣旨

# 1　地域福祉計画の基本的な考え方

## （１）「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第４条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助（じじょ）】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【共助（きょうじょ）（互助（ごじょ））】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助（こうじょ）】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助（きょうじょ）】が求められています。

■自　助 ―――― **住民自身の力**
地域に住む一人ひとりが取り組むこと

■共　助 ―――― **地域住民同士の協力**
地域が力を合わせて実現していくこと

■公　助 ―――― **市及び公的機関による福祉サービス**
行政の責任として推進していくこと

**（参 考）社会福祉法より抜粋**

（地域福祉の推進）
第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## （２）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわりなく、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

**（参　考）「川崎市自治基本条例」の要旨**

自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

3つの基本原則

1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年４月に施行されました。

## （３）地域福祉計画の必要性

***みんなの願い***
住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

***いま、地域にはこんな人がいます･･･***
- ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- 子育てで悩んでいる親
- 虐待を受けている幼児や高齢者
- 地域で生活したい障害のある人
- 家に閉じこもっている人
- ・・・

***いま、地域にはこんな人がいます･･･***
- 介護保険のサービスを受けられない人
- 子どもを預かってほしい人
- 引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- 災害時に不安を感じている人
- コミュニケーションがとれない外国人
- 生活に困っている人
- ・・・

***だから今、地域福祉なのです***
住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

***いま、地域にはこんな人がいます･･･***
- 豊富な知識や経験を持った人
- ボランティア活動をしたい人
- 近所のことをよく知っている人
- ・・・

連携・協働

町内会・自治会　民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、
地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者
地域組織
福祉関係団体

***地域福祉計画で･･･***

福祉サービス
提供事業者

地域づくりや支え合い活動を実践する
ための「仕組み」をつくりましょう。

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、
さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政　社会福祉協議会

連携・協働

## （４）計画策定の背景と趣旨

### ① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

### ② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年４月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていく」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

**（参　考）社会福祉法より抜粋**

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１．地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
２．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
３．地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ③ 市民の活動が活発化しています

平成10年３月には「特定非営利活動促進法*」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

* 特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やＮＰＯ*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

### ④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年３月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* ＮＰＯ：ＮＰＯ（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をＮＰＯ法人と言います。

# ２　計画の位置付け

## （１）地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連してくる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。

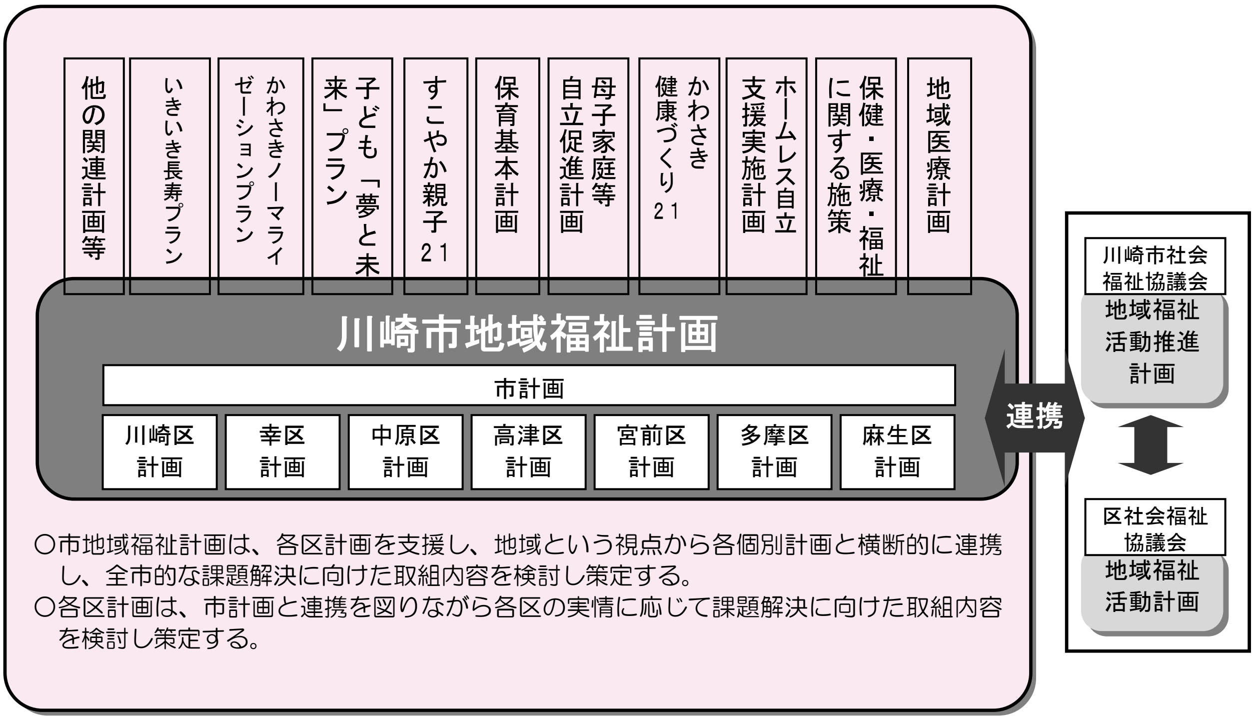

## （２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

**（参　考）社会福祉法より抜粋**

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の２以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

１．社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

２．社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

３．社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

４．前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## （３）計画の期間

第４期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの３か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。

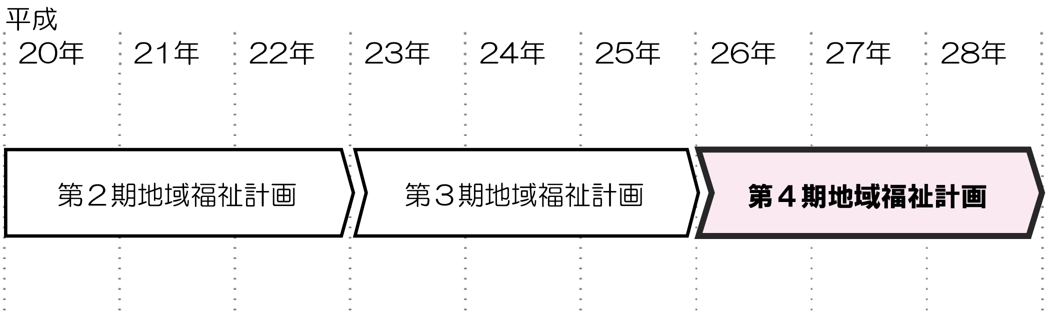

# 第２章

## 地域課題の現状と
## 第３期計画の振り返り

# 1　地域を取り巻く現状と課題

## （１）人口・世帯の状況

### ① 総人口と１世帯当たり人員の推移

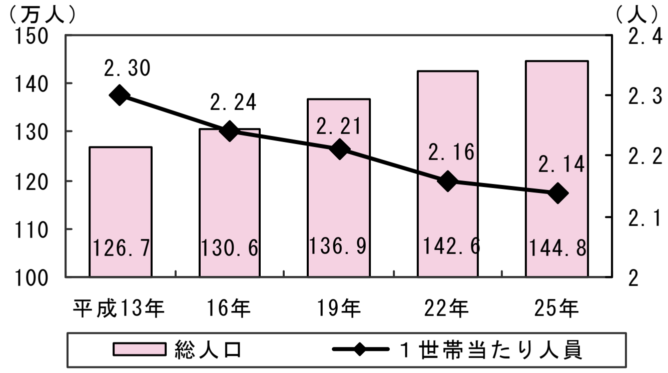


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月１日現在）

本市の人口は、平成21年に140万人を超え、平成25年10月１日現在1,448,196人となり、この３年間で22,684人（1.6%）の増加となっています。

一方、１世帯当たり人員は減少傾向にあります。

### ② 年齢３区分別人口構成の推移

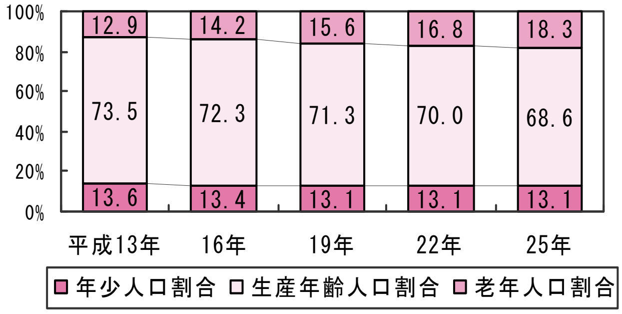


資料：川崎市統計書（各年10月１日現在）

年齢３区分別人口*構成は、65歳以上の老年人口割合が平成25年10月１日現在18.3%であり、この３年間で1.5ポイント高くなっています。

* 年齢３区分別人口：３区分とは、年少人口14歳以下の人口）、生産年齢人口（15～64歳の人口）、老年人口（65歳以上の人口）のことです。

### ③ 区別年齢３区分別人口構成

年齢３区分別人口構成を区別に見ると、老年人口割合の最も高いのは川崎区で、年少人口割合が最も高いのは宮前区となっています。また、生産年齢人口割合が最も高いのは中原区となっています。全国と比べると、生産年齢人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。

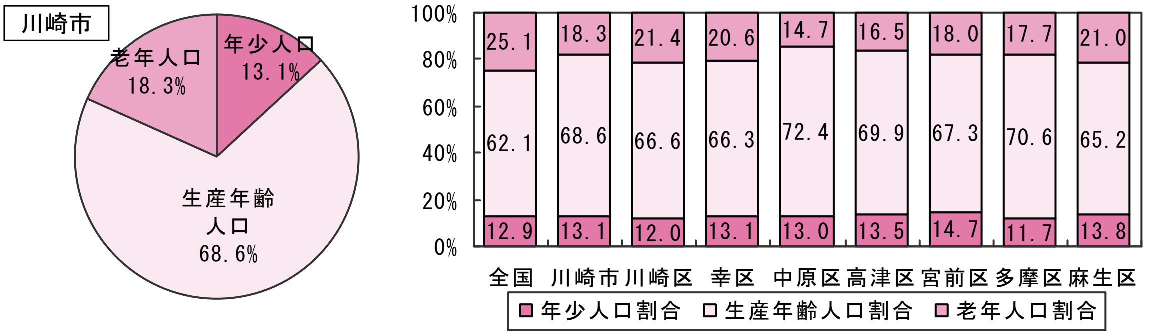


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（平成25年10月１日現在）

### ④ 人口ピラミッド

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、「38～41歳」を中心とした張り出しが大きく、生産年齢人口が多いことが特徴となっています。また、年少人口の中でも「0～4歳」の人口が多くなっています。

平成22年の国勢調査においても、大都市（政令指定都市と東京都区部）のうちで最も平均年齢が低く、生産年齢人口割合が最も高く、老年人口割合が最も低くなっています*。

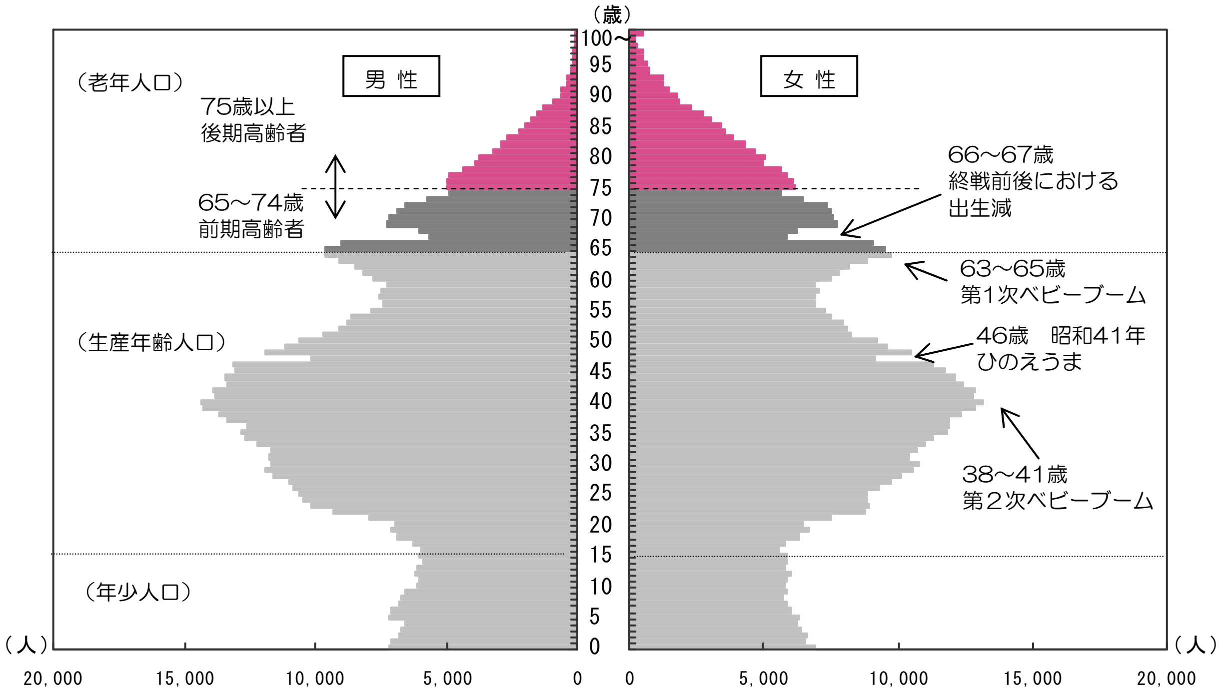


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（平成25年10月１日現在）

* 平成22年国勢調査結果　平均年齢：川崎市41.5歳、横浜市43.4歳、東京都区部43.9歳　生産年齢人口割合：川崎市70.0%、東京都区部69.0%、横浜市66.6%　老年人口割合：川崎市16.8%、横浜市20.1%、東京都区部20.2%

### ⑤ 将来推計人口

【年齢３区分別推計人口】

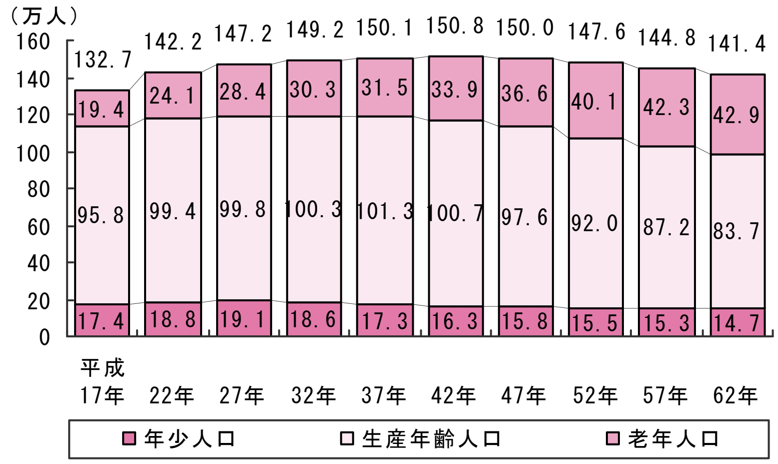


平成22年４月の「第３期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」によると、平成42（2030）年まで増加を続け、ピーク値は150.8万人と推計されています。

年少人口は平成27（2015）年、生産年齢人口は平成37（2025）年をそれぞれピークに減少に転じ、老年人口は増加を続けると推計されています。

【一般世帯数推計】

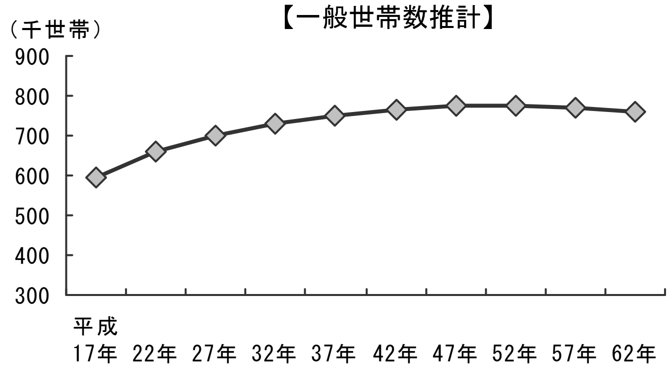


一方で、一般世帯数は、平成47（2035）年までは増加するものと推計されています。

資料：「第３期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」平成22年４月　川崎市総合企画局

### ⑥ 出生数・出生率の推移

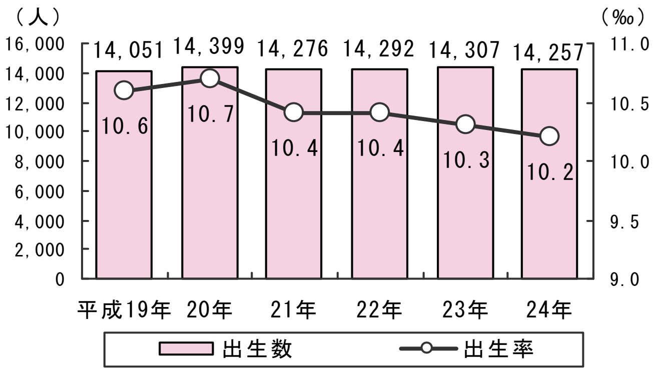


出生数は、平成19年以降は14,000人を超え、出生率（人口千対）は10‰程度で推移しています。出生率は、大都市のうちで最も高くなっています*。

資料：川崎市健康福祉年報　　※‰（パーミル）＝千分率（1000分の1を1とする。）

* 平成24年人口動態統計（厚生労働省）　出生率（人口千対）：川崎市9.9、横浜市8.4、東京都区部8.3　相模原市8.0
（川崎市健康福祉年報における出生率は住民基本台帳人口に基づいているため、厚生労働省の公表値とは異なります。）

### ⑦ 外国人住民人口の推移

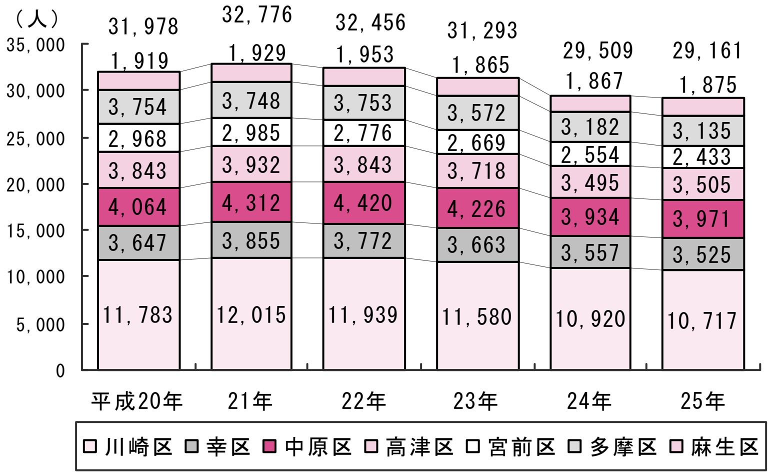


外国人住民人口*は、平成25年９月30日現在29,161人であり、平成21年まで増加傾向にありましたが、平成22年から減少傾向に転じています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の36.8%を占めています。

資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年９月30日現在。平成23年までは外国人登録法による登録者数。平成24年以降は住民基本台帳の外国人住民の集計）

## （２）高齢者福祉関係の統計

### ① 要支援・要介護認定者数の推移

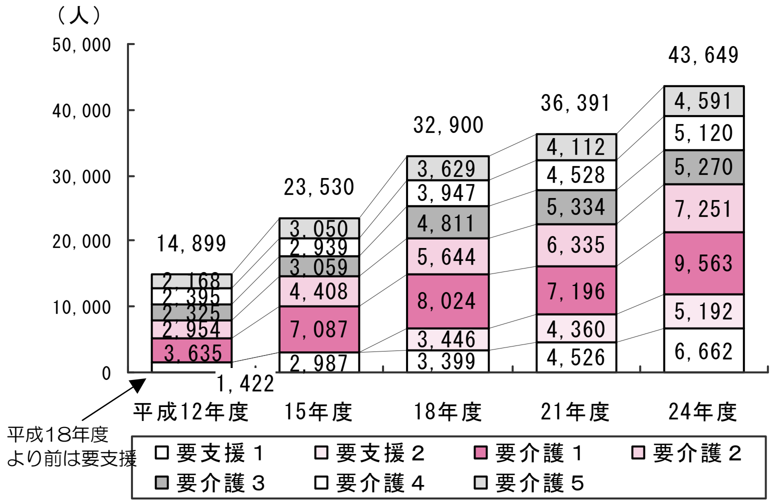


高齢化の進行とともに、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成24年度では43,649人となっています。

介護保険制度が始まった平成12年度と比べると、認定者数は2.9倍以上になっています。

資料：川崎市統計書、平成12年度、24年度は川崎市長寿社会部高齢者事業推進課「川崎市高齢者施策状況」（各年度末、平成12年度は10月１日現在）

---

* 外国人住民人口：平成24年７月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

### ② 老人クラブの会員数等の推移

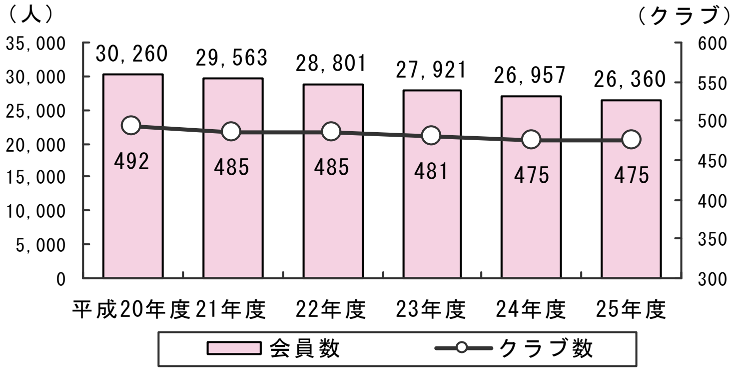


資料：川崎市統計書（各年度４月１日現在）

高齢者人口の増加とは逆に、老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

５年前と比べると、17クラブ、3,900人の減少となっています。

## （３）障害者福祉関係の統計

### ① 身体障害者数の推移

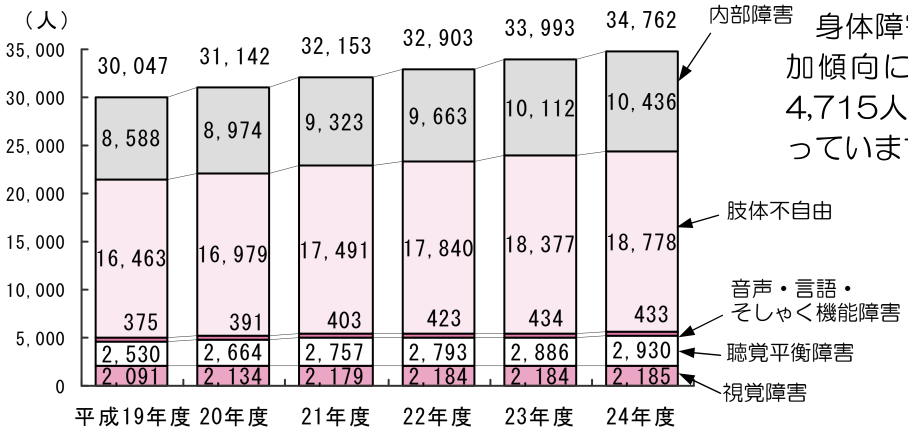


資料：川崎市統計書（各年度末）

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、この５年間で4,715人（15.7%）の増加となっています。

### ② 知的障害者（児）数の推移

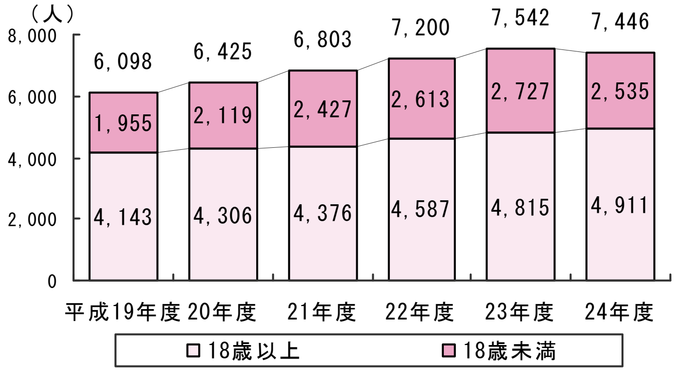


資料：川崎市統計書（各年度末）

療育手帳の交付数は増加傾向にあり、この５年間で1,348人（22.1%）の増加となっています。

### ③ 精神障害者数の推移

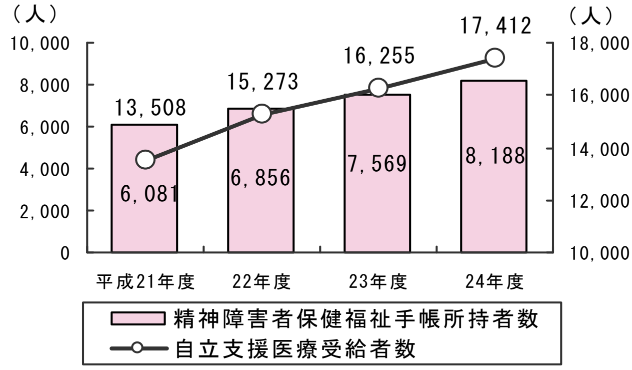


資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院医療）*の受給者は平成24年度末で17,412人となっており、平成21年度末から3,904人（28.9%）の増加となっています。

## （４）各種団体関連・その他統計

### ① 町内会･自治会等加入率の推移

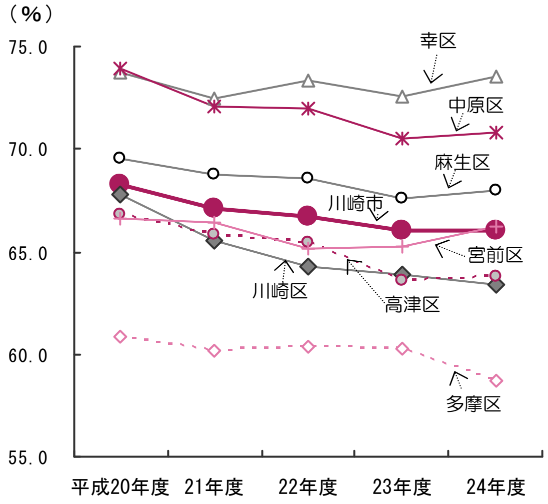


資料：川崎市統計書（各年度４月１日現在）

人口増加に伴う世帯数の増加が、加入世帯数の増加を上回っていることから、平成24年度の町内会・自治会への加入率は、20年度と比較すると低下しています。

単位：%

| | 平成20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 川崎市 | 68.3 | 67.1 | 66.7 | 66.0 | 66.0 |
| 川崎区 | 67.8 | 65.5 | 64.3 | 63.9 | 63.4 |
| 幸区 | 73.7 | 72.5 | 73.3 | 72.6 | 73.5 |
| 中原区 | 73.9 | 72.1 | 72.0 | 70.5 | 70.8 |
| 高津区 | 66.8 | 65.8 | 65.4 | 63.6 | 63.8 |
| 宮前区 | 66.6 | 66.4 | 65.1 | 65.2 | 66.2 |
| 多摩区 | 60.9 | 60.2 | 60.4 | 60.3 | 58.7 |
| 麻生区 | 69.5 | 68.8 | 68.6 | 67.6 | 68.0 |

### ② 民生委員児童委員数等の推移

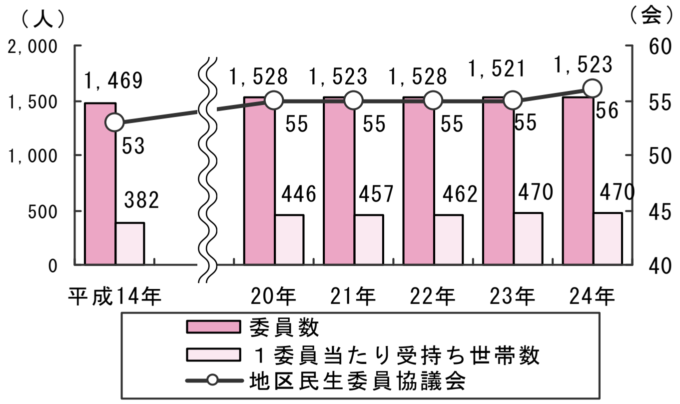


資料：川崎市統計書（各年４月１日現在）

人口、世帯の増加とは逆に、委員数は横ばいとなっており、１委員当たりの受持ち世帯数が増加してきています。平成14年と比べると88世帯増加しています。

* 自立支援医療（精神通院）：精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

### ③ 生活保護[*1]受給世帯数・保護率の推移

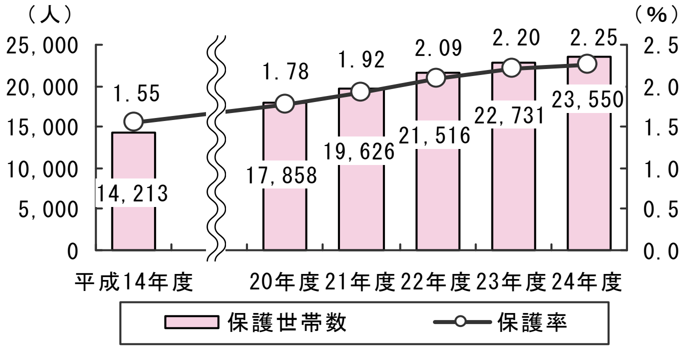


資料：健康福祉局　生活保護・自立支援室調べ（各年度平均）

平成20年秋のリーマンショック[*2]以降、生活保護受給世帯数・保護率ともに上昇しています。平成22年度からは保護率は２％を超え、平成24年度は、平成14年度と比較して、10年間で9,337世帯増加しています。

## （５）主な地域課題

平成25年１月に実施した「第３回川崎市地域福祉実態調査」（以下「地域福祉実態調査」とする。）からみえる主な課題は以下のとおりです。（※グラフ中のnは回答者数を表します。第１回調査は平成18年度、第２回調査は平成21年度に実施しています。）

### ① 地域住民のつながりの促進

○地域福祉実態調査によると、「第３期川崎市地域福祉計画」及び「区地域福祉計画」について、「市の計画も区の計画も知らない」が８割以上を占め、前回調査より認知度が低下しています。

【地域福祉計画の認知状況】

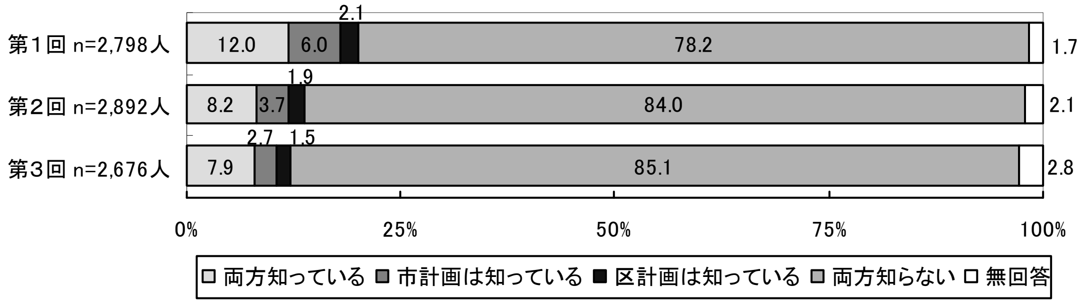


---

*1 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

*2 リーマンショック：アメリカ大手銀行（リーマンブラザーズ）が高リスクの住宅ローンで大規模な損失を計上して破綻したことと、それを原因とする世界同時不況のことです。

○地域福祉は、地域住民一人ひとりが地域や人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築くことが必要ですが、市民の近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」「ときどき話をする」程度の人が多く、親しいつきあいの人は約１割となっています。

**【近所づきあいの程度】**

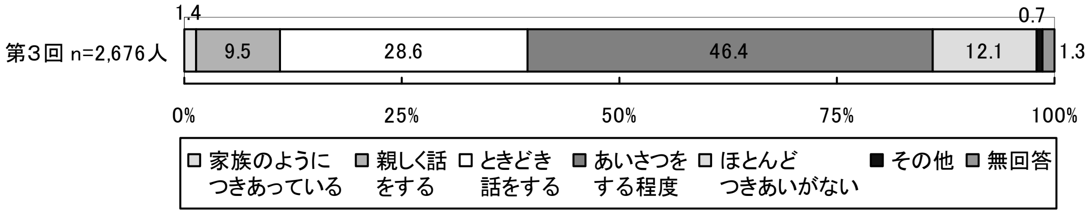


○地域福祉推進に必要な取組や仕組みづくりを効果的に進めるためには、一定の地域の範囲が必要になります。助け合いをすることができる地域の範囲として、「町内会・自治会」程度と考える人が約８割を占めています。より小地域での身近な助け合いの仕組みづくりを進めていくことが必要です。

**【助け合いができる「地域」の範囲】**

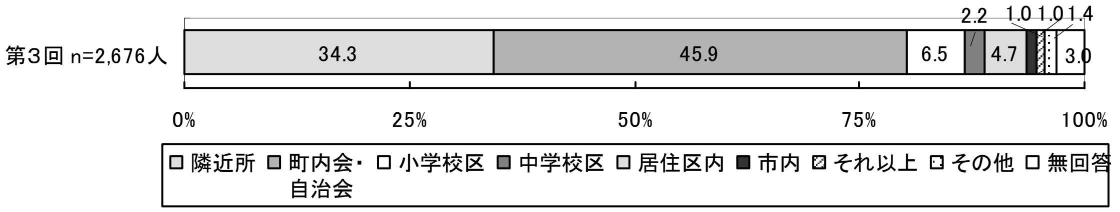


○一方で、町内会・自治会の加入割合は、集合住宅（借家）で低くなっており、町内会組織が設立されていない大型集合住宅もあります。最も身近な組織である町内会・自治会の仕組みづくりと加入促進に力を入れる必要があります。

**【町内会・自治会への加入状況】**

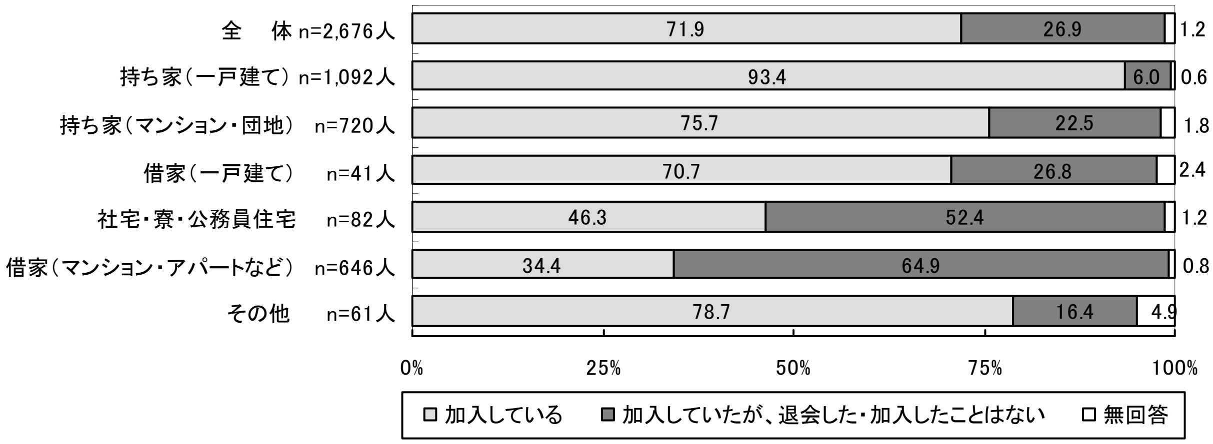

〇その「地域」において、問題だと感じていることは、「地域防犯・防災に関する問題」「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」が上位を占めており、いずれも約3割以上となっています。

【地域において問題だと感じていること】

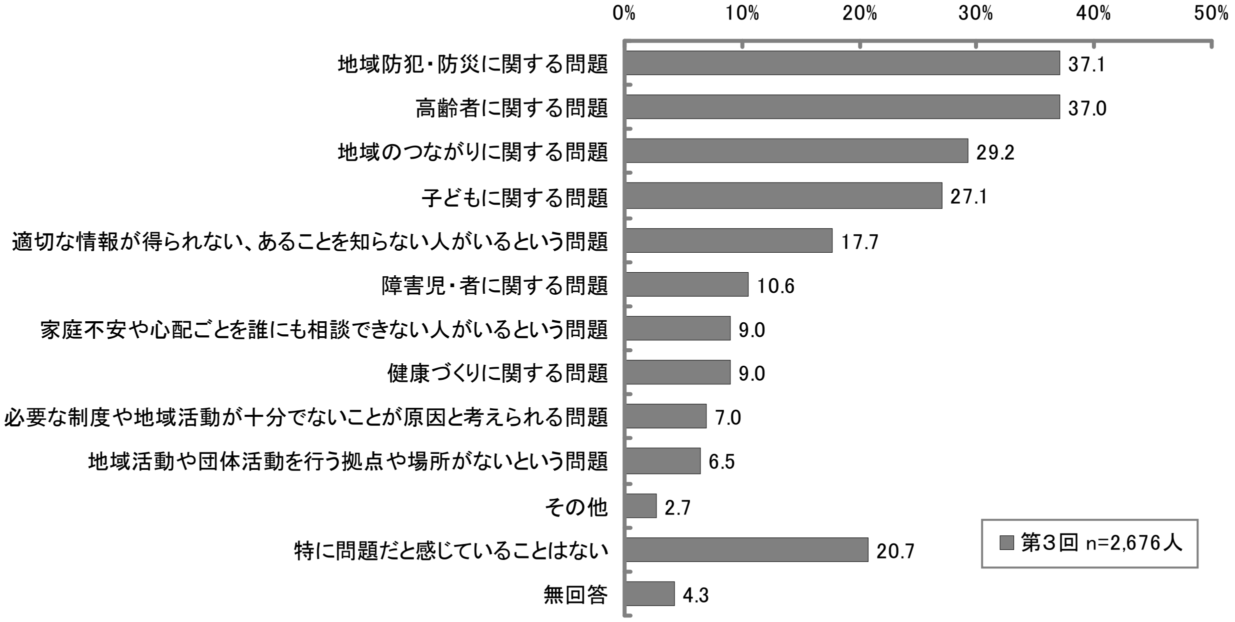


## ② 孤立死の問題

〇誰にも気付かれずに死亡し、しばらくして発見されるという孤立死が生じる原因として、「ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」「隣近所のつきあいが少なくなっていること」「家庭内のことに、他人が立ち入りにくいこと」が上位にあげられています。

【孤立死が生じる原因】

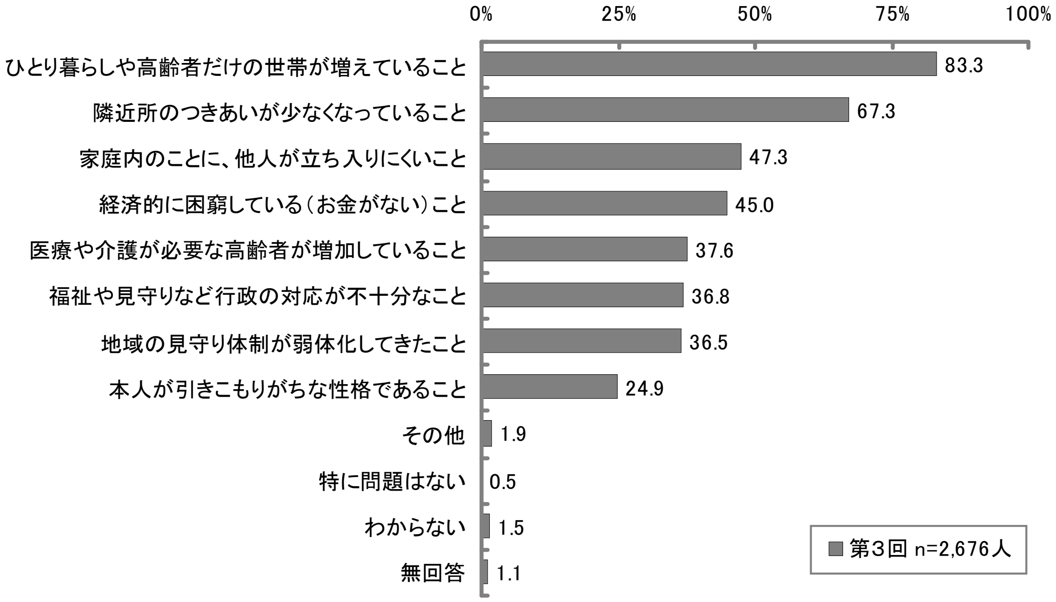

○孤立死を防ぐために有効と考えられることとして、「隣近所や町内会による安否確認」「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」「新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認」などが上位にあげられています。孤立死は高齢者に限った問題ではないため、地域住民のつながりだけでなく、民間の協力による見守り体制の構築が求められています。

【孤立死を防ぐために有効だと思うこと】

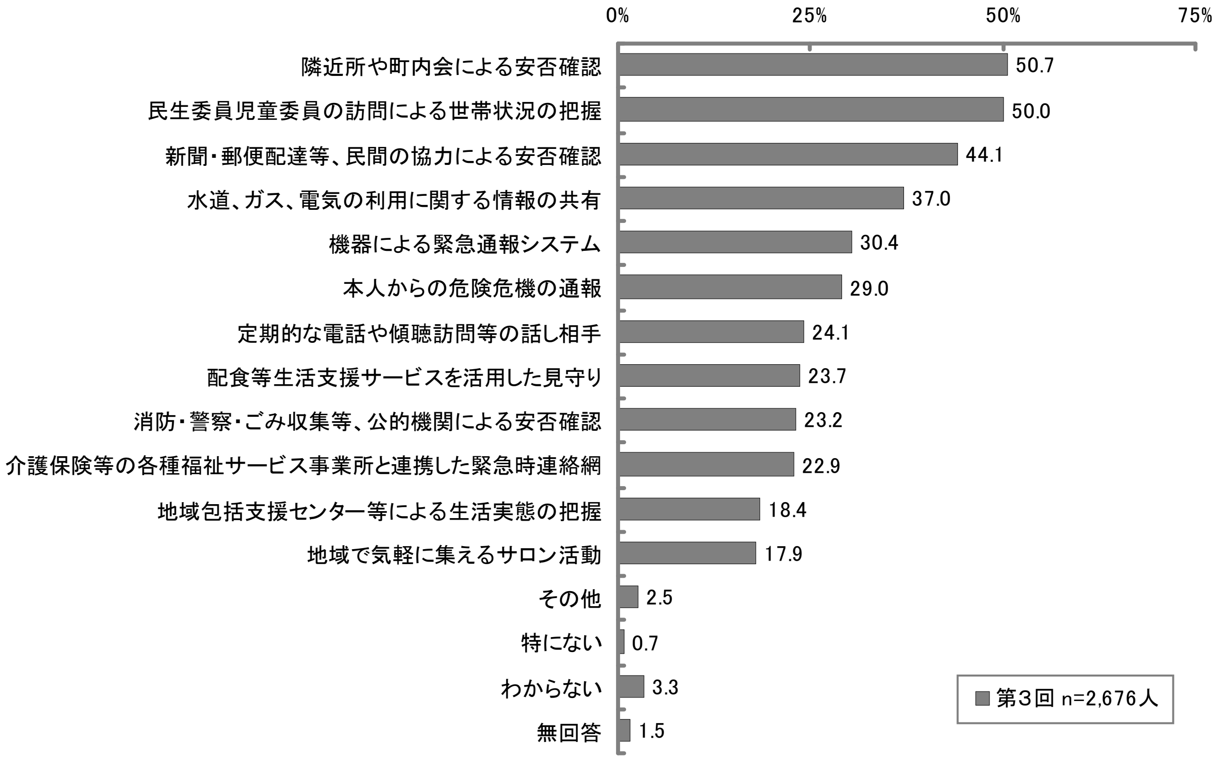

## ③ 団体・施設等の認知度

○孤立死を防ぐために有効と考えられることとして、「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」が上位にあがっていますが、「民生委員児童委員」を「知っている」割合は52.5%にとどまっています。また、地域ケア体制の重要な役割を担う「地域包括支援センター」は認知度が高まりつつありますが、３割に満たない状況です。

【団体・施設等の認知度】

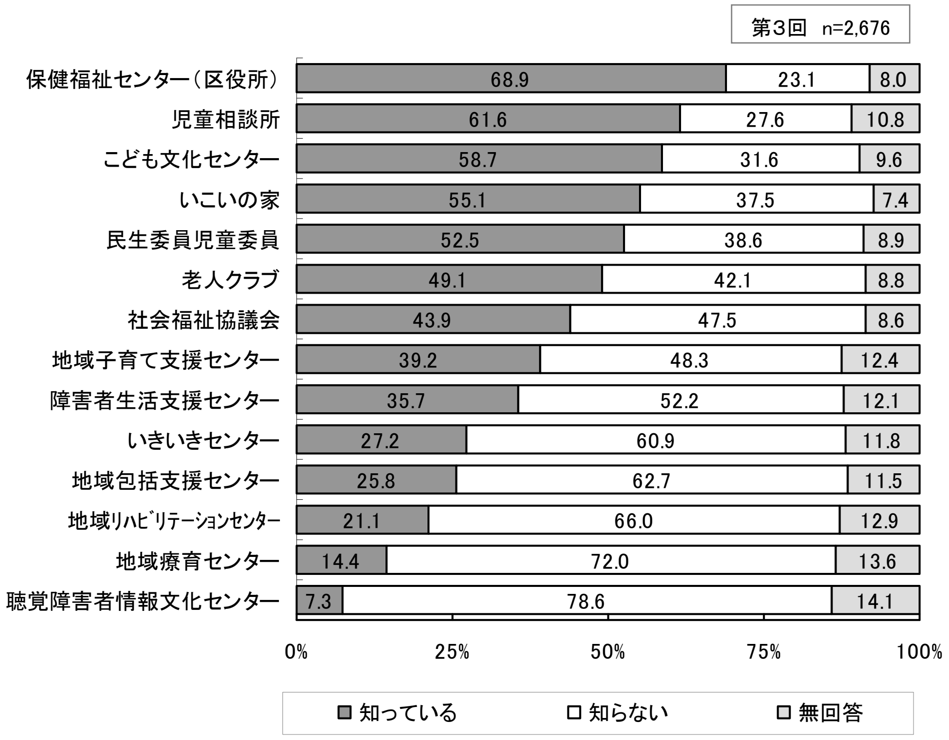

### ④ 東日本大震災後の意識の変化

○東日本大震災後の意識の変化として、震災前と比較して「防災意識が高まった」「正しい情報を得ることの必要性を感じた」「節電意識が高まった」「家族の絆の大切さを認識した」「避難場所確保の必要性を感じた」など、いずれも高い割合を示しています。
また、「地域の絆の大切さを認識した」「健康意識が高まった」は高齢になるほど多くなる傾向があります。
今後は、災害の教訓を生かし、災害時要援護者をはじめ、支援体制の充実を図る必要があります。

【東日本大震災後の意識の変化】

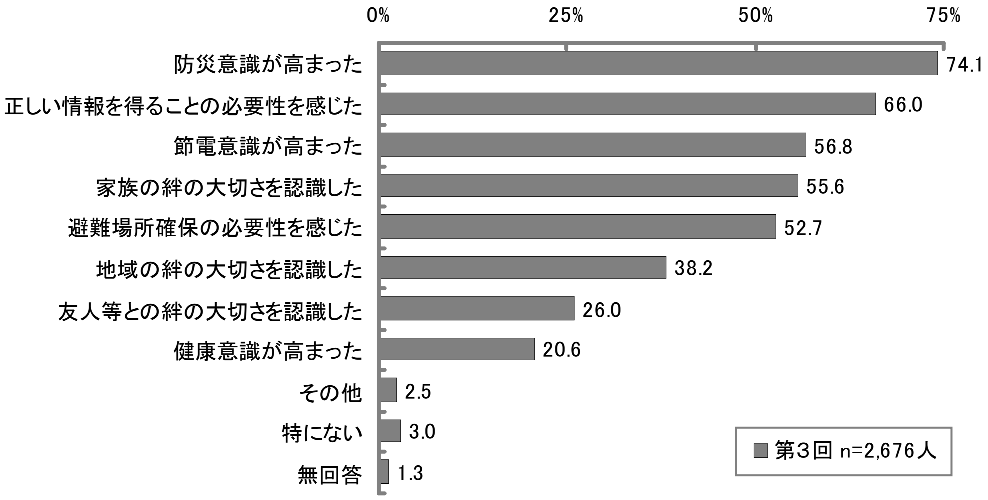


○個人情報については、「見守りや防犯のためであれば、必要最小限の範囲で」共有・活用してもよいと考える人が約６割を占めています。

## ⑤ 地域福祉活動を担う「担い手」の不足と「高齢化」

○地域福祉活動団体に対する調査において、団体が活動する上で困っていることは、「スタッフが高齢化している」「新たなスタッフが確保できない」「活動のリーダー的人材が不足している」などが上位にあげられていることから、スタッフの高齢化と新たなスタッフの確保の困難さが同時に進んでいます。

【活動を行う中で困っていること】

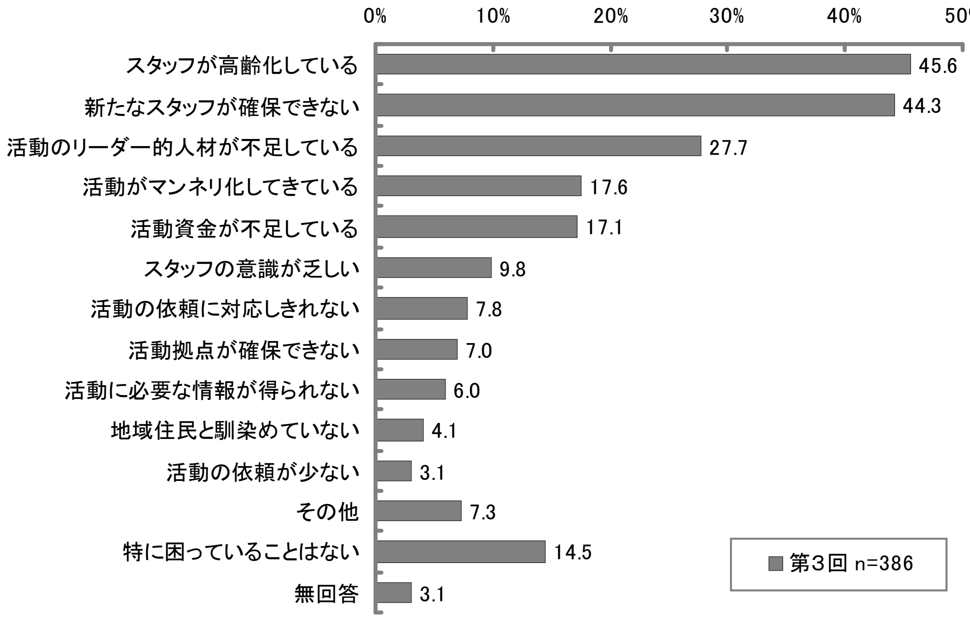


○民生委員児童委員の欠員数が増加しており、認知度も５割程度にとどまっています。活動内容の市民への周知や、情報提供など、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに努める必要があります。

【参考データ：民生委員児童委員の欠員状況】

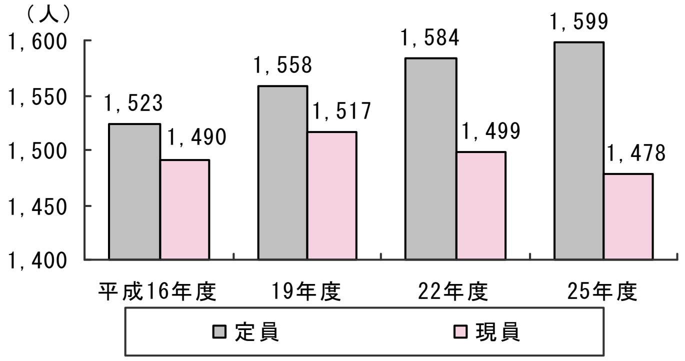


資料：健康福祉局　地域福祉課調べ（各年度12月１日現在）

○これまでも人材育成に向けて研修等を行っていますが、さらに社会福祉協議会等との連携を深め、活動団体の支援に力を入れる必要があります。

### ⑥ 地域の特徴に応じた取組の促進

○川崎区は、昼間人口が夜間人口を上回り、外国人の住民基本台帳への登録人口が市内で最も多く、多文化共生のまちと言われています。高齢化率、生活保護率も最も高くなっています。

○幸区は、人口・面積共に市内で最も小さい区ですが、高齢化率は20%を超えています。町内会・自治会の加入率は市内で最も高く７割を超えています。

○中原区は、武蔵小杉駅周辺の再開発などにより人口、世帯数が市内で１番多くなっています。若い世代を中心とした人口流入があり、平均年齢も若い区となっています。

○高津区は、自然や歴史・文化的特性に加え、川崎区に次いで製造業の事業所数が多く、また、溝口駅周辺地区は商業施設等の集積により、商業地の核として定着しています。

○宮前区は、0歳から14歳の年少人口が市内で最も多くなっています。一方で、公営住宅が多く、高齢化と単身世帯の課題を抱えています。

○多摩区は、中原区に次いで生産年齢人口の割合が高くなっています。３つの大学があり、学生と区民との協働により、まちづくりや地域の課題解決に向けた取組を進めています。

○麻生区は、芸術・文化資源を活用した様々な活動を通じ、地域の人々の交流や地域の活性化、まちのイメージアップにもつながっています。一方で、人口減少と高齢化の進む地区がみられます。

○これらの特徴を持った７区ごとの地域福祉計画を策定し、地域特有の課題解決に向けた施策事業をさらに推進していく必要があります。

# 2　第３期計画の振り返り

## （１）基本目標ごとの取組

### 基本目標１　サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

#### 基本方針１　サービス利用者の権利擁護に取り組みます

■認知症や、知的・精神障害によって判断能力が不十分となった方に対し、成年後見制度[*1]利用促進あんしん生活支援事業及び成年後見制度利用支援事業を推進しました。親族後見人向け研修や相談機関向け研修の実施、シンポジウムの開催などにより制度の普及啓発に努めました。今後ますます認知症高齢者等の増加が予想されるため、市民後見人の養成にも力を入れていく必要があります。

■福祉サービスの第三者評価については、平成23年度に評価手法・項目を全面的に見直し、平成24年度から新手法・項目による評価を開始しました。今後は他の福祉分野との連携を図り、適切に実施、運用に努めます。

#### 基本方針２　保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます

■高齢社会福祉総合センター[*2]での研修や社会福祉事業職員研修などにより人材育成の充実を図りましたが、研修・講座により参加者数に増減があるため、時代の変化に対応した内容の検討が必要です。

■福祉人材確保対策支援事業においては、介護の仕事の内容や資格、やりがい等について紹介するパンフレット「介護のプロになろう」を作成し、各所に配布し福祉の仕事の普及啓発に努めました。また、介護の資格を保有しているが就労していない、潜在的有資格者の再就職支援研修の実施や、介護人材育成雇用事業により、就労支援と福祉人材の確保を図りました。

■相談支援事業者研修事業では、障害者自立支援法に基づく相談支援専門員の拡大が求められており、今後研修の充実が必要となります。本市においては、相談支援の充実のため、国の定める相談支援従事者養成研修（初任者・現任）に加え、平成25年度より本市独自に相談支援従事者実務研修１・２・３を実施しました。

■福祉人材バンク事業では、新たな取組として、看護師の福祉施設ガイダンス、高校への出張ガイダンス、採用担当者向けセミナー等を実施しており、就労希望者の掘り起こし等、福祉・介護職場への就労支援に力を入れています。

■高齢者・障害者等の増加に伴い、人材の確保は大きな課題であるため、引き続き人材確保に努めます。

---

[*1] 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。後見人が本人に代わって不動産や預貯金の財産を管理したり、福祉サービスの契約を結ぶといった代理権を持ちます。家庭裁判所が親族などの申し立てを受けて後見人を選ぶ「法定後見」と、将来に備えて本人が自由に選ぶ「任意後見」があります。

[*2] 高齢社会福祉総合センター：高齢者の在宅福祉事業と、施設福祉事業の総合的展開及び保健福祉事業等を一体的に推進することを目的とし、「人材開発研修センター」「保健福祉研究センター」「特別養護老人ホーム・長沢荘寿の里」の３部門からなる高齢者のための総合福祉施設（介護実習・普及センター）です。

### 基本方針３　支援が必要な住民への対策を充実します

■災害時要援護者避難支援制度の周知や登録勧奨の取組、家具転倒防止事業の通年受付、防災行動ガイドの作成、二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備等、高齢者・障害者等の災害時要援護者対策を推進してきました。
今後は、東日本大震災での教訓や、災害対策基本法等の改正を踏まえた支援体制の充実が必要となります。

■高齢者の見守りでは、これまでも一部の区域で見守りネットワーク事業に取り組んできました。平成24年11月には、高齢者に限らず、孤立死等の発生を未然に防ぐ取組として、民間事業者と連携し全市域で「川崎市地域見守りネットワーク事業」を開始しました。今後は事業の周知と、協力事業者の拡大等を推進する必要があります。

■地域での見守り等の重要な担い手である民生委員児童委員の活動育成事業では、民生委員児童委員の業務負担の軽減、認知度の向上、個人情報の提供手法等の課題に対し、新たに災害時要援護者情報の提供、広報リーフレット「こんにちは民生委員児童委員です」の作成、市内町会回覧の実施などを行いました。引き続き、業務負担の軽減などを中心に、活動しやすい環境づくりをめざし取り組んでいきます。

■虐待等の予防に関しては、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の相談窓口として、各福祉事務所及び健康福祉局障害保健福祉部において障害者虐待防止センター機能を持つとともに、夜間休日を含めた24時間専用ダイヤルを設置しました。

## 基本目標２　保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

### 基本方針１　地域福祉推進体制の基盤整備を推進します

■地域福祉計画策定事業では、「計画推進検討会議」を毎年２回実施し計画の進捗管理を行い、「市・区計画担当者会議」により連携・支援に努め、「地域福祉実態調査」により地域福祉の状況の把握を行いました。

■いきいきセンター、いこいの家等は、高齢者の健康増進や生きがいづくりに利用されていますが、市民全体での認知度は低下しています。今後は周知を図るとともに、施設の利用のしやすさに向けて支援をしていきます。

■総合福祉センター*、福祉パルについては社会福祉協議会と連携を深め、地域福祉の拠点としての事業の充実を図っていきます。

■ボランティアや市民活動等を支援する組織の育成と支援の取組では、市社会福祉協議会（ボランティア活動振興センター）と連携し、東日本大震災復興支援の取組として、被災地域への支援物資のニーズ把握と提供、ボランティアバスの実施、東日本大震災に関する講演会の開催等を行いました。

---

* 総合福祉センター：福祉に関する情報の収集及び提供等の事業を行うとともに、市民による福祉活動を支援することにより、市民が主体となる地域福祉活動の推進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的に設置された全市的な地域福祉の推進拠点です。第１期川崎市地域福祉計画に基づき、平成18年９月１日に、従来の「中原会館」の機能を転換し、「総合福祉センター」として設置されました。

### 基本方針２　利用者に合わせた相談支援体制を充実します

■各種相談支援事業を実施してきましたが、引き続き事業の周知と相談の質の向上を図ります。
■高齢者の増加に対応するため、地域包括支援センター[*1]の専門職を増やし、地域ケア体制の整備を進めています。
■障害者自立支援法に基づき、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう相談支援する体制として、平成25年度に、より身近な地域で障害種別や年齢を問わないワンストップの相談支援を行う基幹相談支援センターを各区１か所ずつ、地域相談支援センターを各区３か所ずつ整備しました。
■地域子育て支援体制の充実として、育児相談、子育てグループ支援等を行ってきました。また、子育て家庭への情報を提供し、子育て家庭と地域のつながりをつくる「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の周知、継続実施を行っていきます。

### 基本方針３　効果的なサービス情報の提供に取り組みます

■利用者の特性を踏まえて、様々な媒体や方法でサービス情報を提供してきましたが、まだ、必要な情報が必要な人に届いていない状況も見受けられます。
今後は、分かりやすい情報、利用しやすいシステムについて、更なる検討が必要です。

## 基本目標３　地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

### 基本方針１　地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します

■地域福祉の概念は、まだ一般には普及しているとは言えず、地域福祉実態調査からも、地域福祉活動への参加のきっかけが学べる講座や、広報について学べる講座等の開催が望まれていることがうかがえます。
■平成23年度に実施を予定していた第３期地域福祉計画のシンポジウムは、東日本大震災などの影響により開催できませんでしたが、市社会福祉協議会と連携し、高校生ボランティアバス参加生徒による発表会や、被災地のボランティアセンター職員を講師に招いての講演会の実施などを通して、防災、復興をキーワードとした人のつながりや地域づくりを考え、呼びかける機会をつくりました。
今後は、多様な手法により地域福祉活動の促進に向けた普及啓発活動を充実させる必要があります。
■市社会福祉協議会やボランティア活動振興センター[*2]による福祉教育の支援や、各区で開催されている交流会・意見交換会等の支援を引き続き行います。

---

[*1] 地域包括支援センター：総合相談機能として、権利擁護に関する相談を含め、様々な地域での相談に応じることを役割とし、平成18年度に創設され、平成24年２月現在で市内に49か所設置されています。

[*2] ボランティア活動振興センター：ボランティア活動についての相談、情報の提供、調査・研究、広報・啓発、研修等の実施や市内ボランティアグループの育成・援助などボランティア活動の連絡調整・ネットワークづくりの推進などを目的として、川崎市社会福祉協議会が設置しています。

基本方針２　地域福祉活動団体の活動を支援します

■団体活動の支援として、各身体障害者福祉会館における作業室の運営、各種講座の開催、また活動をスキルアップを図るために、子育てボランティアグループへの研修会やこんにちは赤ちゃん訪問研修会等を行っています。
今後は、団体活動の実践事例集など、活動していく上で必要な情報の提供を充実させる必要があります。

基本方針３　地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

■地域づくりを進めるキーパーソンや、地域の生活課題やニーズに気付き、援助を必要としている人に対して、必要なことを必要な関係機関や関係者につないで解決に導く技術を持った人材の育成として、地域福祉コーディネート技術研修を実施しています。
■介護❤予防いきいき大作戦を推進していく「いきいきリーダー」の養成講座を開催し、平成25年度末で455人が卒業しています。引き続きリーダーの養成に努めます。
■地域福祉の活動団体同士の交流や情報交換が不足しているため、団体間のネットワークづくりを進める必要があります。

## （２）第４期計画に向けた取組課題

第３期計画の進捗状況はおおむね順調と評価されますが、各事業については実施状況や効果を精査し、第４期に向けて事業内容や取組手法を検討する必要があります。
第３期計画期間中の平成23年度から25年度の間には、各種の法令改正の他に、全国的な動きとして、東日本大震災復興支援の取組、行政情報のない世帯の孤立死問題、景気状況の低迷による経済・雇用情勢の悪化、生活困窮者の増加等、地域福祉に大きく影響する状況が報告されており、各事業でもこの間に情勢に対応した取組を進めましたが、第４期ではさらに充実した取組が必要となります。

また、第３回地域福祉実態調査から、「地域」において問題だと感じていることは、「地域防犯・防災に関する問題」「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」が上位を占めており、約３割以上となっています。いずれも具体的な事例を見ると、「自分や家族」「行政の施策や事業」だけでは解決ができないような問題が多く、人と人との“つながり”による地域福祉の推進が求められています。
地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、地域における助け合いや支え合いの機能の低下により、孤立、虐待、ひきこもりなど様々な社会問題が起きています。
一方、地域福祉活動を担う「担い手」の不足と「高齢化」も課題となっていますが、地域における人と人とのつながりを再構築し、地域の困りごとを地域で解決することができる仕組みづくりが必要となります。

今後は、市計画は区計画を支援するという位置付けに基づき、市計画と区計画の連携を強化し、住民の積極的な参加・行動につながる取組を推進していく必要があります。

# 第３章

## 第４期川崎市地域福祉計画<br>について

# 1　基本理念

## 川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

## 「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

### ① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

### ② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

### ③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

# 2　基本的な視点

## （１）第３期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として７つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第３期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。

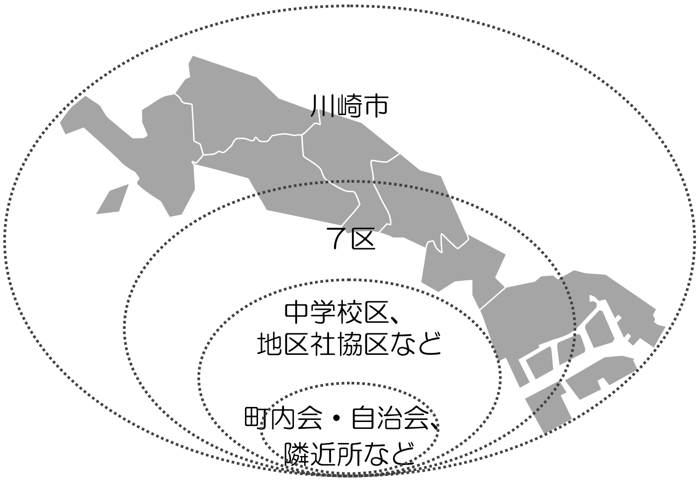


第４期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第３期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

## （２）地域の実情に合った取組の推進

本市７区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第３回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

## （３）社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第４期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

## （４）区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

**▶連携強化**

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、ＮＰＯ、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

**▶人材育成**

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

**▶情報提供・情報交換**

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようなわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト　ふくみみ」）。

---

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

## （５）「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

▶「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

### 地域包括ケアシステム

（国のイメージ図）

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい･医療･介護･予防･生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

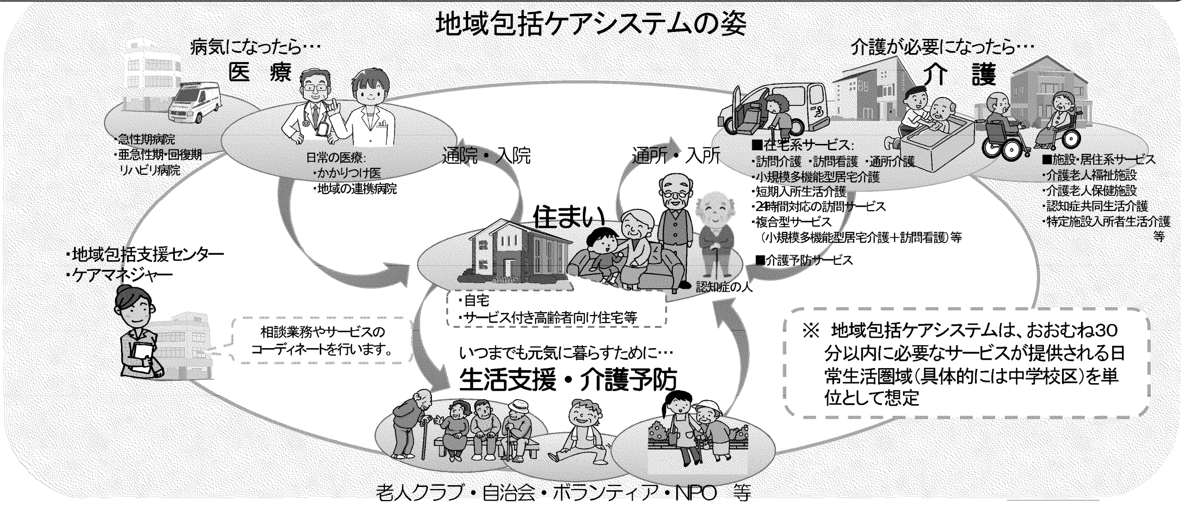


（厚生労働省HP引用）

# ３　地域福祉推進のための体系

## 第４期川崎市地域福祉計画の方向性（平成26年度～28年度）

●基本理念

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

●基本目標 ／ ●基本方針

- １　サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
  - （１）サービス利用者の権利擁護の取組
  - （２）保健・福祉にかかわる人材の育成と確保
  - （３）支援が必要な住民への対策の充実
- ２　保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
  - （１）地域福祉推進体制の基盤整備の推進
  - （２）利用者に合わせた相談支援体制の充実
  - （３）効果的なサービス情報提供の取組
- ３　地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備
  - （１）地域福祉活動への参加の促進
  - （２）地域福祉活動団体の活動支援
  - （３）地域での支え合いやネットワークづくりの支援

# 4　第４期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第３回地域福祉実態調査及び第３期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第４期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

## 【重点１】　支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- 地域見守り体制の充実
- 民生委員児童委員の活動支援
- 災害時要援護者対策の充実

## 【重点２】　利用者に合わせた相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせた相談支援体制づくりを進めます。

- 身近な地域における相談支援体制の充実
- 生活困窮者の相談支援体制整備の取組

## 【重点３】　地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- 地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- 地域福祉活動団体の活動支援
- 地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- 地域における健康づくり·介護予防の推進

第４期計画の３点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基づいています。
「重点２　利用者に合わせた相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。
次に「重点３　地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。
一方、「重点１　支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年３月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

## 地域見守りネットワーク事業等の充実

**▶地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。**

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

**▶各区のネットワークとの連携に努めます。**

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

## 民生委員児童委員の活動支援

**▶民生委員児童委員の活動を周知します。**

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

**▶民生委員児童委員の活動を支援します。**

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。
また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。
併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

## 災害時要援護者対策の充実

▶「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。

　災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。

▶二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備

　通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

# ５　具体的な事業展開

## 基本目標１　サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

　サービス利用者の権利擁護や人権に配慮した苦情解決制度の整備を推進するとともに、サービスの評価や内容の開示、保健や福祉などの専門分野の人材育成と確保を進めることで、サービスの質の向上に努めます。
　また、災害時要援護者や、孤立の恐れのある人など、支援が必要な住民への対策の充実を図ります。

### （１）サービス利用者の権利擁護の取組

　認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などあらゆる市民が、人間らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるように、サービス利用者の権利擁護に取り組みます。

#### ①　成年後見制度・日常生活自立支援事業の充実

　成年後見制度の利用支援や、川崎市社会福祉協議会が運営する各区のあんしんセンターで実施する、日常生活自立支援事業*などの権利擁護の取組を支援していきます。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| あんしんセンターの運営の支援 | 認知症高齢者や知的障害者などの判断能力が不十分な方に対して、金銭管理サービスの提供や、成年後見制度に関する相談、法人後見業務などを実施する、あんしんセンターの運営を支援します。 |
| 成年後見制度利用促進あんしん生活支援事業（高齢者対象）及び成年後見制度利用支援事業（障害者対象） | 認知症や知的・精神障害によって判断能力が不十分となり、財産管理や契約等の法律行為が難しい場合、成年後見人等による支援が必要となりますが、親族がいない場合や、いても非協力的な場合などには、市長申立てにより成年後見人等を選任します。<br>また、市民後見人養成研修を行い、家庭裁判所による選任に向けた取組を進めます。<br>生活保護受給者や低所得者の方などに対しては、申立て時に必要な精神鑑定費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。<br>その他に、制度の利用促進のため、成年後見制度の普及啓発や親族後見人に対する研修などを実施します。 |

* 日常生活自立支援事業：都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施する事業で、認知症高齢者や障害のある方など判断能力が十分でない方や身体に障害がある方々が、自立した地域生活を送れるように、財産や生活等に関する総合相談や専門相談を行います。また、相談の内容に応じて、希望をうかがいながら、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービスを提供します。

### ② 人権に配慮した相談体制と苦情解決制度の充実

川崎市の社会福祉施設等利用者の保護と福祉サービスの質を高めるため、「第三者委員[*1]」の設置を推進していきます。

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 障害者苦情解決システム整備事業 | 社会福祉法第82条に規定する事業者による苦情解決について、市内の事業者が共同で取り組むシステムの整備を行います。 |
| 人権オンブズパーソン[*2]運営事業 | 子どもの権利の侵害及び男女平等にかかわる人権の侵害について、人権オンブズパーソンが相談・救済の申立てを受けて、相談者に寄り添いながら、問題解決を行います。 |

### ③ 福祉サービス評価制度等の充実

福祉サービス事業者でも利用者でもない公正・中立な評価機関が事業者の提供するサービスを客観的・専門的な立場から総合的に評価する「福祉サービスの第三者評価」を推進していきます。

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 福祉サービス第三者評価推進事業 | 福祉サービスの質の向上とサービス利用者の選択に資する情報の提供を目的に第三者評価を推進します。 |

## （２）保健・福祉にかかわる人材の育成と確保

サービスの質の向上と提供方法の効率化を図るために、保健や福祉にかかわる専門分野の人材を育成し、保健や福祉人材の確保に努めます。

### ① 保健や福祉など専門分野の人材育成の充実

保健・福祉人材の育成を図るため、高齢社会福祉総合センターにおいて各種研修、講座、講習を実施します。

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 高齢社会福祉総合センターの運営 | 市民への介護知識・介護技術の普及啓発を図るとともに、資格取得のための研修やスキルアップ研修などを開催し、介護サービス従事者の資質向上とキャリアアップを図ります。 |
| 福祉人材確保対策事業 | 介護人材の確保と定着に向けて、人材の呼び込みや福祉・介護職場への就労支援など人材確保に向けた取組を進めます。 |
| 相談支援従事者研修事業 | 障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な援助技術を習得することを目的とした研修を実施します。 |

---

[*1] 第三者委員：社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。そのため、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置することとしています。

[*2] 人権オンブズパーソン：子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害を受けたと思う市民が、簡易に安心して、人権オンブズパーソンに相談や救済の申立てができます。こうした相談や救済の申立てに対して市民自らが解決できるように助言や支援を行ったり、必要に応じて関係者の調査や調整を行ったりして解決に努め、人権が尊重される地域社会の形成をめざします。

### ②　人材確保に向けた福祉人材バンク機能の強化

福祉人材の確保を推進するため、「福祉人材バンク」において、関係機関との連携を図ることにより、人材確保機能の強化を図ります。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 福祉人材バンク事業 | 福祉人材無料職業紹介事業を実施するとともに、福祉職に関する啓発・広報や福祉人材の確保・定着に資する事業を実施します。 |

### ③　社会福祉施設等従事者研修の実施

福祉関係機関・団体・行政・福祉施設等の社会福祉従事者、関係者を対象とした専門研修を行います。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 社会福祉事業職員研修の実施 | 福祉サービスの質の向上に向け、総合福祉センターにおいて、コミュニティソーシャルワーク技術も含めた社会福祉事業職員研修を行います。 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 地域包括支援センター職員を対象として、新任研修や現任研修等各種研修を実施します。 |

## （３）支援が必要な住民への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な住民への対策を充実します。

### ①　災害時要援護者対策の充実

災害時要援護者対策として、「災害時要援護者避難支援制度」の充実や、二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備を図ります。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 災害時要援護者避難支援制度 | 災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供することで、地域における共助による避難支援体制づくりを進めます。<br>制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。 |
| 家具転倒防止事業 | 地震発生時に家具転倒による事故を防止するため、ひとり暮らし高齢者・障害者等の家屋の家具に転倒防止金具を取り付けます。 |
| 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備 | 通常の避難所においては生活を続けることが困難な方々を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や対象施設との連携強化などに取り組みます。 |
| 普及啓発事業 | 災害時要援護者対策に係る制度案内や災害から身を守るための冊子などを作成し、配布します。 |

## ② ひとり暮らし高齢者等の見守り施策の充実

ひとり暮らし高齢者等が安心して地域で生活を営めるよう、見守りネットワークの構築に努めます。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 民生委員児童委員活動育成等事業 | 地域の見守りの重要な担い手である、民生委員児童委員の業務負担の軽減を図り、活動について広く市民に周知し認知度の向上などに努め、活動しやすい環境づくりを行います。<br>複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。<br>また、総合的な見地から、検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。<br>併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。 |
| ひとり暮らし支援サービス事業 | 「ひとり暮らし等高齢者見守り事業」では、「ひとり暮らし等高齢者実態調査」の結果等を基に見守りが必要な高齢者を把握し、民生委員などの協力を得て関係機関との連携の下、地域ぐるみの見守り活動を行っています。 |
| 高齢者所在確認及び孤立化防止対策 | 一定の年齢に達した高齢者の所在確認を行うとともに、孤立化から発生する問題を防止・解決する方策を検討します。 |
| 川崎市高齢者見守りネットワーク事業 | 民間事業者と連携し、認知症や徘徊等の高齢者を早期発見し、適切な支援を行います。平成24年４月から開始しています。 |
| 川崎市地域見守りネットワーク事業 | 民間事業者と連携し、高齢者に限らず、孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげます。孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図ります。平成24年11月から開始しています。<br>事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。<br>各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。 |

### ③ 高齢者虐待・児童虐待・障害者虐待・ＤＶ対策の充実

高齢者虐待・児童虐待・障害者虐待・ＤＶの予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 高齢者虐待予防対策事業 | 区役所、地区健康福祉ステーション、地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談の受付けや支援を行うとともに、虐待の予防・早期発見のための高齢者虐待に関する知識の普及・啓発を行います。 |
| 児童虐待防止対策事業 | 児童相談所や区役所・関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、社会的養護、再発防止、家族再統合等総合的な児童虐待対策を推進します。<br>児童相談所では、専門職による調査・判定機能等を活用し法的な対応を含む専門性の高い相談援助活動を推進します。 |
| ＤＶ被害者支援対策事業 | ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）被害者の支援対策について、関係機関・団体と連携して推進するとともに、ＤＶへの理解を深めるための普及啓発を行います。 |
| 障害者虐待防止事業 | 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の相談窓口として、各福祉事務所及び健康福祉局障害保健福祉部において障害者虐待防止センター機能を持つとともに、夜間休日を含めた24時間専用ダイヤルを設置しています。 |

### ④ ホームレス対策・社会的ひきこもり等対策の充実

市内に起居するホームレス等に対し、宿所等の提供と生活相談・指導等を行い、就労自立支援、福祉的自立支援を行います。また、社会的ひきこもり等の総合的な対策や支援体制の整備を図ります。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| ホームレスの自立支援の推進 | 野宿生活期間の長期化や高齢化、また再野宿者の増加等、ホームレスの様々な状況に応じた就労自立支援や福祉的自立支援に向けた取組を行います。 |
| 精神保健福祉センター* 相談援助事業 | 精神保健福祉相談の中でも社会的ひきこもりの相談業務を行います。 |

* 精神保健福祉センター：地域精神保健福祉活動の中核施設として、調査研究、普及啓発、相談指導、組織育成、電話相談等を行います。また、複雑困難なケースへの対応や保健福祉センターへの技術指導援助を行うほか、自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳の事務、精神科に入院している方に法に基づく適切な医療が提供されているかどうかの審査も行います。

## 基本目標２　保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

地域福祉の着実な推進を図るため、地域福祉推進体制の基盤整備を進めていくとともに、すべての人に保健・医療・福祉サービスが行き届くような相談支援体制を充実し、効果的な情報の提供に努めます。

### （１）地域福祉推進体制の基盤整備の推進

第４期計画を着実に推進し、社会情勢や地域社会の変化に対応できるように、地域福祉推進体制の基盤整備を進めます。

#### ① 地域福祉推進体制の充実及び区地域福祉計画への支援

福祉のまちづくり普及事業との連携を図るとともに、企業連携取組事例の調査・研究、各区地域福祉計画の支援を行います。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 地域福祉計画策定事業 | 「川崎市地域福祉計画推進検討会議」の開催、「地域福祉実態調査」の実施、ホームページによる計画の周知を行っています。 |
| 福祉のまちづくり普及事業 | 川崎市福祉のまちづくり条例に基づき、不特定かつ多数の者の利用に供する公共的施設等について、バリアフリー化のための整備基準を定めるとともに、一定の用途及び規模以上の指定施設については、その新築、増改築等を行う者に対して、バリアフリー化の整備基準の適合状況に関する事前協議を義務付け、公共的施設のバリアフリー化整備の普及を促進します。 |

#### ② 地域福祉推進拠点の連携

本市の地域福祉推進の拠点である総合福祉センターと各区の福祉パルにおける各種事業を通して、地域福祉の推進を図ります。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 総合福祉センターの運営 | 総合福祉センターを設置し、地域福祉情報バンク事業、社会福祉研修センター事業及び施設及び設備の提供事業を実施します。 |
| 福祉パルの運営 | 各区に設置した福祉パルの運営を行い、地域住民に福祉活動の場を提供し、各種相談、研修、情報提供などを実施します。 |
| いきいきセンターの運営 | 老人福祉センターの愛称で、各区１か所ずつあります。地域の高齢者の健康の増進、教養の向上、相談などのサービスを総合的に提供し、高齢者が身近な地域において、健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。また、今後地域に戻ってくる団塊世代の利用促進や、虚弱な高齢者の介護予防の拠点としての機能強化を行います。 |
| いこいの家の運営 | 市内49か所にあり、地域の健康な高齢者のふれ合いや生きがいの場、虚弱な高齢者を地域で支え合っていくための福祉活動の場を提供します。 |

### ③ ボランティアや市民活動等を支援する組織の育成と支援

本市の地域福祉推進の中核的団体である「川崎市社会福祉協議会」と市民活動支援組織である「かわさき市民活動センター」などの育成と支援を進めます。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 社会福祉協議会の育成 | 地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等と連携するため、「地域福祉の推進を図ることを目的」として社会福祉法に規定された団体である「社会福祉協議会」に対して、その運営や事業に必要な額の補助金を交付します。 |
| 公益財団法人かわさき市民活動センターへの支援 | 市民活動の活性化を図るため、全市全領域の市民活動の中間支援組織である公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、その運営や事業に必要な額の補助金を交付します。 |

## （２） 利用者に合わせた相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせた相談支援体制づくりを進めます。

### ① 保健福祉センター等における専門相談の充実

保健福祉センター等における各種専門相談を充実させるとともに、困ったときにどこに相談したらよいかわかりやすい情報提供を行います。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 母子保健指導・相談事業 | 母子健康手帳交付時面接において、子育て支援に関する制度や施設等が掲載された子育てガイドブックを配布するともに、必要な相談支援を行います。<br>また内容別専門相談を開設し、支援を必要とする方が相談を受けやすくなるようにします。 |
| 妊婦・乳幼児健康診査事業 | 妊婦健康診査は医療機関等に委託して行い、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。乳幼児健康診査は直営又は市医師会に委託で実施し、乳幼児の健康管理の向上を図ります。 |
| 精神保健福祉に関する相談及び診察業務 | 保健福祉センターや精神保健福祉センターにおいて、心の健康や悩み、病気や障害について支援します。 |

### ② 身近な地域における相談支援体制の充実

市民が身近な地域において保健・医療・福祉に関して、相談することができる体制を整備します。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者の身近な地域の相談窓口として、総合相談や介護予防マネジメント等を実施する地域包括支援センターを運営します。 |
| ひとり暮らし支援サービス事業 | 「福祉電話相談事業」では、相談員がひとり暮らし高齢者に対して定期的に電話することで安否確認及び相談サービスを実施し、低所得の方には電話設置サービスを行っています。 |

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 障害者支援制度実施事業 | 障害者総合支援法第77条第１項に規定する市町村の地域生活支援事業であり、障害者等が地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行います。 |
| 地域子育て支援体制の充実<br>（子育てグループ育成事業・すくすく子育てボランティア事業等） | 安心して子育てできる地域づくりのため、子育てする親子の仲間づくりを促進するとともに、地域で子育て支援活動をするボランティアの養成、活動支援を行います。 |
| ふくし相談事業 | 日常生活の中で生じる様々な問題の相談に対し、相談者の話を十分に傾聴して問題を共有し、必要な助言又は情報提供を行うとともに、より専門的な助言を必要とする場合は専門相談を行います。 |
| 川崎いのちの電話 | 様々な精神的危機に追い込まれた人たちが再び生きる希望を見いだせるよう、研修と経験を積んだボランティアにより、24時間電話相談を行い、自殺予防対策に寄与している川崎いのちの電話の事業に対して、効果的かつ円滑な運営が図れるように支援を行います。 |
| 障害者相談支援事業 | 平成24年度の障害者自立支援法の改正により、基幹相談支援センターが規定されたことに伴い、平成25年度から、基幹相談支援センターを各区１か所ずつ、地域相談支援センターを各区３か所ずつ整備しています。より身近な地域で、障害種別や年齢を問わないワンストップの相談支援を行います。 |
| 生活自立・仕事相談センター | 失業等による経済的な問題と併せて、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など、様々な課題を抱えた方が、社会的経済的自立を果たすための相談支援を行います。 |
| 生活困窮者支援ネットワーク | 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（生活困窮者）の社会的経済的自立を支援することを目的に、行政、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等で支援のネットワークを構築し、生活困窮者が地域で自立した生活が送れるように連携して支援を行います。 |

## （３）効果的なサービス情報提供の取組

保健・医療・福祉の制度情報や身近な地域福祉に関する情報を、市民にわかりやすく効果的に提供するために、情報提供手段の検討を行います。

### ① 保健・医療・福祉サービスの制度情報等の効果的な提供

市民が必要なときに、必要な保健医療福祉サービス情報を入手できるように、様々な媒体を活用した情報提供体制を整備します。

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 救急医療情報システム事業 | 急な病気やけがに関する市民からの問い合わせに対して、365日24時間体制でオペレーターが受診可能な医療機関を案内するとともに、インターネット「かわさきのお医者さん」を通じて最新の情報を提供します。 |
| 介護保険制度普及啓発事業 | 介護保険制度の趣旨普及のため、外国語版パンフレット、サービス事業者ガイドブック、高齢者福祉のしおり等を作成します。 |
| ふれあい－障害福祉の案内―の作成 | 障害者（児）や家族が利用できる各福祉制度の内容や相談窓口の情報提供を行います。点字版やデイジー版などがあります。 |

### ② 身近な地域情報の提供の促進

地域福祉情報バンク事業を通して、身近な地域の情報を収集するなど、情報を一元管理、蓄積、更新、提供する仕組みを構築し多様化する生活ニーズに対応した情報提供を行います。

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 地域福祉情報バンク事業の実施 | 制度情報や地域情報などを効果的に提供するため、地域福祉情報バンク事業（「かわさき福祉情報サイト　ふくみみ」）を行います。 |
| かわさき市民活動センター | 市民活動の情報を提供するために、ポータルサイト「応援ナビかわさき」と冊子「ナンバーゼロ」を発行しています。 |

## 基本目標３　地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

地域福祉を進めるために、誰もが地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりを促進していくとともに、既に活動している福祉関係団体等への支援を行うことにより、住民の参加と協働が息づく、心豊かな地域づくりに向けた基盤整備を進めます。

### （１）地域福祉活動への参加の促進

市民が手軽に地域福祉活動へ参加できるように、シンポジウムや住民交流会等を開催するとともに、学童生徒を対象とした「福祉教育」を充実し、参加のきっかけづくりを進めます。

#### ①　地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実

地域福祉計画の普及啓発を通して、地域の支え合いの大切さを啓蒙していくことを目的として、地域福祉に関する「シンポジウム」などを開催します。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| シンポジウムの開催 | 住民同士の地域での支え合いの意識向上や、市民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行うため、川崎市社会福祉協議会や区役所と連携し、シンポジウムなどを開催します。 |

#### ② 次世代を担う子どもの「福祉の心」をはぐくむ教育の充実

小学生向け「福祉副読本」と川崎市社会福祉協議会の「福祉教育プログラム」との連携などにより、教育内容の充実を図ります。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 福祉教育の実施 | 川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターによる「福祉教育プログラム」の作成配布を行う事業に対して、効果的かつ円滑な運営が行われるように支援を行います。 |

### （２）地域福祉活動団体の活動支援

地域において、地域福祉活動が活発に行われるように、必要な情報の提供や人材の育成を行い、地域福祉活動団体の活動を支援します。

#### ① 団体活動を支援するための講座等の実施

地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要な技術修得の支援のため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 地域福祉推進研修の実施 | 地域福祉に関心のある方、地域福祉活動にかかわる方・グループ等を対象に地域福祉を推進するための様々な研修を行います。 |

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 地域子育て支援体制の充実<br>（すくすく子育てボランティア事業等） | 地域で子育て支援活動をするボランティアの養成、活動支援を行います。 |

### ② 団体活動の事例情報の提供

地域交流会等における事例発表や地域福祉活動団体の活動調査などによる事例集を作成配布することを通して、地域で活動する団体等が活動を実践していく上で必要な情報の提供に努めます。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 「団体活動事例集」の作成 | 地域で活動する団体が、活動を行っていく上で役立てていけるような「団体活動事例集」を作成します。 |

## （３）地域での支え合いやネットワークづくりの支援

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する人材を養成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援します。さらにシニア世代を活用した都市型の地域支援体制づくりに取り組みます。

### ① 地域福祉を担うキーパーソンの養成

身近な地域で地域福祉推進ネットワークの核となる地域福祉を担うキーパーソンを養成するための研修を実施します。

| 事業展開 | 事業概要 |
|---|---|
| 「地域福祉コーディネート技術研修」の実施 | 地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティソーシャルワーク技術を持った人材の育成として「地域福祉コーディネート技術研修」を実施します。 |
| 生涯現役対策事業 | シニアパワーアップ推進事業として、高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加の促進につながる「シニア向け傾聴講座」、「パソコン教室」、「シニアライフ講演会」等を開催します。 |
| 健康づくり事業 | 健康づくりの総合的な推進として、「かわさき健康づくり２１」に基づき、運動普及推進員、食生活改善推進員をはじめとする市民ボランティアの育成と活動の支援を継続していきます。 |
| 介護❤予防いきいき大作戦 | いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組を「介護❤予防いきいき大作戦」と位置付けて、地域全体で進めていきます。<br>そのために、この大作戦を推進していく「いきいきリーダー」を養成する講座の開催、高齢者が気軽にできる「介護予防かわさき体操」のＤＶＤ、ＣＤの作成、介護予防の重要性を広く市民に周知するための啓発イベントの開催などを行います。<br>また、この大作戦の取組を広げていくことにより、地域における見守り、支え合い、助け合いなどのコミュニティづくりをめざしています。 |

## ② 地域で活動する団体等への支援の充実

地域で活動する団体へ地域福祉を担う人材の情報を提供していくなどの様々な支援を通して、地域での支え合いの機能を促進します。

| 事業展開 | 事業概要 |
| --- | --- |
| 公益財団法人かわさき市民活動センターによる支援事業の充実 | 全市全領域の市民活動の中間支援組織である公益財団法人かわさき市民活動センターを通し、市民活動団体のための人材・資金・場・情報・相談・交流等の支援事業の充実を図っていきます。 |
| 地域子育て支援体制の充実<br>（すくすく子育てボランティア事業等） | 各地域の子育て支援機関やボランティアグループ等のネットワーク化を図るため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。 |
| 健康づくり事業 | 健康づくりの総合的な推進として、「かわさき健康づくり２１」に基づき、健康づくりを支える市民、地域団体、企業等によるネットワークの形成・充実を図っていきます。 |
| 「団体活動事例集」の作成及び「住民交流会・意見交換会等」の開催 | 団体活動事例について事例集を作成し、各種交流会や意見交換会の場を通じて団体間のネットワークづくりを進めます。 |
| 地域見守り活動の促進支援 | 地域における見守り、支え合い、助け合いなどの自発的な小地域単位の福祉活動の促進が図られるように、安心生活創造事業*で取り組んだ内容も参考としながら、地域の連携・協力体制づくりの支援を図っていきます。 |
| いきがい・健康づくりや介護予防等を行う団体への支援 | 市民活動団体が介護予防等の取組を行う際に、活動場所として利用できる市内の施設を調査します。<br>これらの調査結果を市民活動団体に情報提供することにより、活動の活性化が図れるよう支援します。 |

* 安心生活創造事業：厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」をめざして実施するモデル事業です。川崎市では中原区宮内と宮前区鷺ヶ峰西の市営住宅において集合住宅における見守り事業を実施しています。

# 第４章

# 計画の推進体制と評価について

# 1　計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

## （１）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

## （２）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、実行計画の進行管理を行う仕組みとして、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ＡＣＴＩＯＮシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「ＰＤＣＡ（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

## （３）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

# 第５章

## 各区計画の概要

第４期川崎区地域福祉計画の概要 …… 60
幸区しあわせプラン（第４期幸区地域福祉計画）の概要 …… 64
第４期中原区地域福祉計画の概要 …… 68
第４期高津区地域福祉計画の概要 …… 72
第４期宮前区地域福祉計画の概要 …… 76
第４期多摩区地域福祉計画の概要 …… 80
あさお福祉計画（第４期麻生区地域福祉計画）の概要 …… 84

# 第４期川崎区地域福祉計画の概要

## ■川崎区の基礎データ

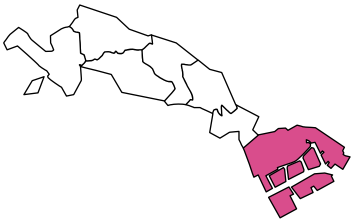

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 217,974　人<br>106,999　世帯<br>2.04　人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口　12.0%<br>生産年齢人口　66.6%<br>老年人口　21.4% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■川崎区がめざす地域福祉

**計画の理念**　つながりでつくる、いつまでも安心して健やかに暮らせるまち　川崎区

**～ ひろげよう　見守りの輪　助け合いの輪 ～**

区民が住み慣れた川崎区で安心して健やかに住み続けられるよう、また地域の誰もが自分らしい生活ができるよう、第４期計画では、さらに地域のきずなを深め、「いつまでも安心して健やかに暮らせるまち」を人と人の「つながり」で築いていくことをめざしています。

## ■区民が抱える主な生活課題

（統計データ、地域福祉実態調査、地域福祉活動に関する調査等から）

▶高齢化率市内で高齢化率が最も高く、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる。
▶外国人登録者人口の総人口に占める割合が市内で最も高い。
▶大型マンション等の建設による転入者（特に子育て世代）が増えている。
▶災害時の避難・安否確認など地域防犯・防災に関する問題。
▶生活保護受給者の増加。
▶高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加による地域交流の希薄化。
▶町内会・自治会加入率の低下。
▶民生委員児童委員を知っている人の減少。

## ■第３期計画の振り返り（主要な取組）

●「地域のつながり　まちの縁側推進」
縁側の魅力の広報に努め、地区活動者を対象とした講座や縁側活動者同士が情報交換を行う「縁側連絡会」を開催するなど、多面的な活動の支援を行いました。
男性料理教室の開催や、地域で健康づくりや介護予防に取り組むための推進ボランティアの養成と活動支援を行いました。

●「みんなで子育て　地域で子育て」
外国籍母子の育児相談や、若年母の育児教室、多胎児を育てる母親の育児教室などを開催し、子育ての仲間づくりを支援しました。

●「みんなに伝わる『まちの情報』発信」
外国人向けに携帯メールマガジン配信事業を開始しました。
子育てガイド「さんぽみち」の発行や、ホームページを「かわさきく子ども子育てページ」とし、情報提供を工夫しました。
地域保健福祉かわら版「ぽかぽか通信」により、保健福祉の活動など、まちの身近な情報発信に努めました。

## ■計画の基本目標

### 1　誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり

保健・福祉・医療サービスを必要としているのに声をあげられない人を含めた対象者が、必要なサービスを受けられるよう、区民に対するサービスへの理解を促し、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりをめざします。

**【基本方針】**

（１）サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。
（２）健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
（３）様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

### 2　みんなで支え合えるまちづくり

地域福祉への理解を広め、関係機関や各種団体と連携を深め、活動を支援することにより、地域ぐるみで見守り、支え合うことができるまちづくりをめざします。

**【基本方針】**

（１）地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくりに取り組みます。
（２）地域福祉への理解を広め、福祉のまちづくりを推進します。
（３）関係機関及び各種団体の活動を支援し、連携を強化します。

### 3　分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる豊かなまちづくり

区民一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供する体制を整備します。また、的確な情報提供と、地域福祉活動の人材育成に取り組み、豊かなまちづくりをめざします。

**【基本方針】**

（１）総合的な支援体制づくりに取り組みます。
（２）保健福祉情報の集約・提供に取り組みます。
（３）地域活動者の育成支援と保健福祉従事者人材育成に取り組みます。

## ■第４期計画のメインテーマ（主要な取組）

### 1　地域のつながり　人のつながり

地域住民が主体となり、地域で支え合いながら、世代を超えた人と人とのつながりを築く仕組みづくりを進めていくため、地域の縁側活動を継続して推進していくとともに、災害時の支援体制の充実等への意識が高まっていることから、災害に備えた地域のつながりづくりに取り組みます。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| 地域の縁側活動の普及・推進、地域保健福祉活動団体との連携 |
| 災害時要援護者避難支援対策の充実 |

### 2　みんなで子育て　地域で子育て

子育てに関する不安や孤立の解消、さらには虐待の未然防止のために、地域で見守り、みんなで子育てを支える取組を継続して推進します。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| こんにちは赤ちゃん訪問事業 |
| 子育てグループ育成・支援 |
| 子育てサロン活動 |
| こども総合支援ネットワークの推進 |

### 3　高齢者・障害者がいきいきと生活できる地域づくり

川崎区は市内で最も高齢化率が高く、また障害者数も増加傾向にあります。高齢者や障害者が、いつまでも安心して、いきいきと健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| 認知症予防の普及啓発 |
| 障害者相談支援センターとの連携 |
| 地域包括支援センターと連携した地域ケア体制の充実 |

～ ひろげよう　見守りの輪　助け合いの輪 ～

# 第４期川崎区地域福祉計画の概要

計画の期間：平成 26 年度から平成 28 年度まで

きずな つながり

広げよう 見守りのわ

**計画の理念**　「つながりでつくる、いつまでも安心して健やかに暮らせるまち　川崎区」

できることから始めよう！
みんなで支え合い、助け合えるまちにしよう。

**【基本目標 １】**
誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり

【基本方針】
1－（１）サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。
1－（２）健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
1－（３）様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

**【基本目標 ２】**
みんなで支え合えるまちづくり

【基本方針】
2－（１）地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくりに取り組みます。
2－（２）地域福祉への理解を広め、福祉のまちづくりを推進します。
2－（３）関係機関及び各種団体の活動を支援し、連携を強化します。

**【基本目標 ３】**
分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる豊かなまちづくり

【基本方針】
3－（１）総合的な支援体制づくりに取り組みます。
3－（２）保健福祉情報の集約・提供に取り組みます。
3－（３）地域活動者の育成支援と保健福祉従事者人材育成に取り組みます。

**■第３期計画におけるメインテーマ事業（主要な取組）**

●地域のつながり　まちの縁側推進
縁側の魅力の広報に努め、地区活動者を対象とした講座や縁側活動者同士が情報交換を行う「縁側連絡会」を開催するなど、多面的な活動の支援を行った。
男性料理教室の開催や、地域で健康づくりや介護予防に取り組むための推進ボランティアの養成と活動支援を行った。

●みんなで子育て　地域で子育て
外国籍母子の育児相談や、若年母の育児教室、多胎児を育てる母親の育児教室などを開催し、子育ての仲間づくりを支援した。

●みんなに伝わる「まちの情報」発信
外国人向けに携帯メールマガジン配信事業を開始した。
子育てガイド「さんぽみち」の発行や、ホームページを「かわさきく子ども子育てページ」とし情報提供を工夫した。
地域保健福祉かわら版「ぽかぽか通信」により、保健福祉の活動など、まちの身近な情報発信に努めた。

**■区民が抱える主な生活課題**

▶市内で高齢化率が最も高く、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる。
▶外国人登録者人口の総人口に占める割合が市内で最も高い。
▶大型マンション等の建設による転入者（特に子育て世代）の増加。
▶災害時の避難・安否確認など地域防犯・防災に関する問題。
▶生活保護受給者の増加。
▶高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加による地域交流の希薄化。
▶町内会・自治会加入率の低下。
▶民生委員児童委員を知っている人の減少。

**メインテーマ（主要な取組）**

**地域のつながり　人のつながり**
- 地域の縁側活動の普及・推進、地域保健福祉活動団体との連携
- 災害時要援護者避難支援対策の充実

**みんなで子育て　地域で子育て**
- 子育てサロン活動
- 子育てグループ育成・支援
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- こども総合支援ネットワークの推進

**高齢者・障害者がいきいきと生活できる地域づくり**
- 地域包括支援センターと連携した地域ケア体制の充実
- 認知症予防の普及啓発
- 障害者相談支援センターとの連携

# 幸区しあわせプラン（第４期幸区地域福祉計画）の概要

## ■幸区の基礎データ

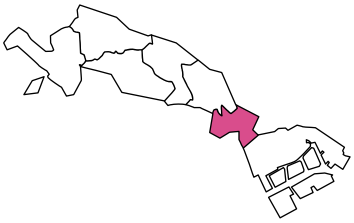

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 157,333　人<br>72,730　世帯<br>2.16　人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口　13.1%<br>生産年齢人口　66.3%<br>老年人口　20.6% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■幸区がめざす地域福祉

**計画の理念**　「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現

区民、福祉関係団体、行政などがお互いに力を合わせることが大切です。様々な人が交流を持ちながらお互いを理解し、人と人とのつながりを大切にし、すべての人に優しく、共に成長していく環境づくりを進めます。

さらに、地域に出向き、支援を必要としている人を見逃さない地域福祉をめざします。

## ■区民が抱える主な生活課題

（統計データ、区民意識調査、地域福祉実態調査、地域福祉活動に関する調査、地域交流会等から）

▶７区のうちで２番目に人口密度が高く、高齢化率は約20%。
▶高齢者に関する問題意識が高く、ひとり暮らし高齢者等の見守り支援が必要。
▶転入者の増加により、子どもと子育て世代への支援、地域との交流が望まれている。
▶生活保護を受ける人が増加している。
▶民生委員児童委員を知らない人が増えている。
▶住民同士のつながりの希薄化。

## ■第３期計画の振り返り

●毎年度、地域交流会を開催し、参加者による自主グループが立ち上がったり、活動団体同士の交流ができたり等の成果がありました。
●ふれあい＆すこやか事業において「ふれすこサポーター」の養成を行いました。今後はフォロー講座にも力を入れ、サポーターの活用方法を検討していくことが必要です。
●地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、地域課題の抽出と検討を図ってきましたが、さらに小地域での個別ケースを検討し、地域ケア連絡会議を軌道に乗せていきます。
●子育てに関する事業は充実しており、地域との連携ができていると評価されています。
●区社会福祉協議会と共同で「傾聴ボランティア養成講座」等を開催し、ボランティアグループが活動を始めています。

## ■計画の基本目標

### １　誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり

地域コミュニティの形態が変わっていく中、地域や個人が抱える悩みなどは、地域にある様々な力を借りながら地域と共に考えて取り組み、見守りや支え合うことで解決していけると考えます。

高齢者、子どもと子育て世代、障害者が安心して生活できるまちは、すべての人に住みやすいまちになると考えます。

**【基本方針】**

（１）地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり
（２）保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用
（３）安全で安心な生活環境の充実

### ２　国籍・障害・世代等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

国籍、障害、世代等の特性や文化の違いを認め合い、理解し合い、受け入れ合うことがノーマライゼーション社会の実現を可能にすると考えます。

また、地域の健康づくりを推進するためには、一人ひとりが等しく保健福祉サービスを受けられることが大切だと考えます。

**【基本方針】**

（４）ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及
（５）地域における健康づくりの推進

### ３　区民の参加と協働による活力あるまちづくり

区民一人ひとりが持っている力を、可能な範囲で提供し合える体制づくりをすることで継続的な支援につながります。そして、その取組を地域福祉の実現に有効に活かすことが必要です。また、地域資源を活用しながら、区民同士のネットワークを形成することが、地域の福祉活動の活性化につながると考えます。

**【基本方針】**

（６）人材の育成とコーディネート機能の充実
（７）区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化
（８）地域活動への区民参加の促進

## ■第４期計画における重点項目

### １　子育てを地域で支える

●子どもは親や家庭の中だけでなく、学校や生活している地域など、社会とのかかわりの中で育ち、成長していきますが、子育てを取り巻く環境は複雑化・多様化してきています。
●経済格差から生じる健康・教育の問題、高度情報化社会の中でのコミュニケーションや人とのつながりの変化、虐待防止対策など、地域における総合的な支援の必要性が高まっています。
●乳幼児期だけでなく、児童・生徒など次代の社会を担う子どもが、健やかに育成されるよう、関係機関との協力・連携を図りながら、環境づくりに取り組みます。

| 主要な取組 |
|---|
| 総合的な子ども・子育て支援 |
| 思春期健康支援事業 |
| 学習サポート事業 |

### ２　高齢者・障害者に寄り添う地域づくり

●高齢者や障害者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、地域包括ケアシステムを推進し、サービスを必要とする人に切れ目なく提供できる体制を整備しなければなりません。また、介護保険制度の改正を見据えた取組も必要です。
●誰もが地域の中で継続して健康づくりに取り組めるよう、町内会・自治会等関係機関と協力しながら、その地域の特性や強みを生かした健康づくりに取り組むとともに、高齢者がサービスを受ける側に立つだけではなく、福祉の知識や理解を深めてその担い手となり、高齢者同士が支え合うまちづくりに取り組みます。

| 主要な取組 |
|---|
| 地域ケア体制の推進 |
| 健康長寿推進事業 |
| ふれあい＆すこやか事業 |

### ３　区民がつながる地域づくり

●幸区は長く居住している区民が多い一方で、マンション建設などにより転入者も増加しており、高齢者が多い地域、人口増加率が高い地域、年少人口が多い地域など、区内でも地域による特徴が異なります。さらに、ライフスタイルも多様化し、従来の町内会・自治会を基礎とした住民同士のつながりが希薄化してきています。
●第３回川崎市地域福祉実態調査において、地域住民同士の交流や地域のつながりに関して問題を感じている人も多くいます。
●個人や町内会・自治会、市民活動団体の地域のマンパワーをつなぎ、各地域が抱える課題や情報を共有することで、いざという時に助け合えるような地域のつながりづくりに取り組みます。

| 主要な取組 |
|---|
| 地域で支え合うまちづくりの推進 |

# 幸区しあわせプラン（第４期幸区地域福祉計画）の概要

計画の期間：平成 26 年度から平成 28 年度まで

**計画の理念　～「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現～**

**住みやすいまち**

誰もが安心して暮らせるまちは、すべての人にとって住みやすいまちになると考えます。

**住み続けたいまち**

様々な人が、交流を持ちながらお互いを理解し、人と人とのつながりを大切にし、すべての人に優しく、共に成長していく環境づくりを進めます。

**【基本目標　１】**
**誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり**

【基本方針】
1－（１）地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり
1－（２）保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用
1－（３）安全で安心な生活環境の充実

**【基本目標　２】**
**国籍・障害・世代等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり**

【基本方針】
2－（１）ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及
2－（２）地域における健康づくりの推進

**【基本目標　３】**
**区民の参加と協働による活力あるまちづくり**

【基本方針】
3－（１）人材の育成とコーディネート機能の充実
3－（２）区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化
3－（３）地域活動への区民参加の促進

**■第３期計画の振り返り**

- ●毎年度、地域交流会を開催し、参加者による自主グループが立ち上がったり、活動団体同士の交流ができたり等の成果があった。
- ●ふれあい＆すこやか事業において「ふれすこサポーター」の養成を行った。今後はフォロー講座にも力を入れ、サポーターの活用方法を検討していくことが必要。
- ●地域包括支援センター等関係機関と連携を取り、地域課題の抽出と検討を図ってきたが、さらに小地域での個別ケースを検討し、地域ケア連絡会議を軌道に乗せていく。
- ●子育てに関する事業は充実しており、地域との連携ができていると評価されている。
- ●区社会福祉協議会と共同で「傾聴ボランティア養成講座」等を開催し、ボランティアグループが活動を始めている。

**■区民が抱える主な生活課題**

- ▶７区のうちで２番目に人口密度が高く、高齢化率は約 20%。
- ▶高齢者に関する問題意識が高く、ひとり暮らし高齢者等の見守り支援が必要。
- ▶転入者の増加により、子どもと子育て世代への支援、地域との交流が望まれている。
- ▶生活保護を受ける人が増加している。
- ▶民生委員児童委員を知らない人が増えている。
- ▶住民同士のつながりの希薄化。

**重点項目**

**子育てを地域で支える**
- ・総合的な子ども・子育て支援
- ・思春期健康支援事業
- ・学習サポート事業

**高齢者・障害者に寄り添う地域づくり**
- ・地域ケア体制の推進
- ・健康長寿推進事業
- ・ふれあい＆すこやか事業

**区民がつながる地域づくり**
- ・地域で支え合うまちづくりの推進

# 第４期中原区地域福祉計画の概要

## ■中原区の基礎データ

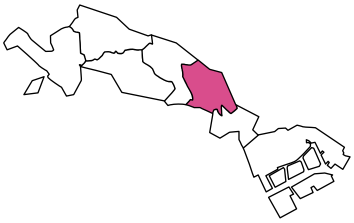

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 239,987　人<br>120,283　世帯<br>2.00　人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口　13.0%<br>生産年齢人口　72.4%<br>老年人口　14.7% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■中原区がめざす地域福祉

**計画の理念**　福祉のこころ、人と人との橋わたしで支え合える地域づくり

同じ地域に暮らす人と人との絆を大切にし、豊かにすることよって、この中原区で暮らすすべての人々が、互いの違いを認め合い、健やかで、安心し、自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたしします。区民が必要とする行政情報や区内の住民組織、福祉活動団体や社会福祉協議会等の活動情報を橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民がお互いに支え合える地域づくりをめざします。

## ■区の現状（統計データから）

▶市内で一番　多　い：人口（239,987人）、出生数（2,712人）、
生産年齢人口の割合（72.4%）
転出入（転出：19,685人・転入：19,704人）
少ない：１世帯当たりの世帯人員（2.00人）
若　い：平均年齢（40.5歳）

▶増加傾向　高齢者人口（34,823人）、高齢化率（14.7%）
高齢者の約５人に１人はひとり暮らし
認知症高齢者（3,300人推計値）

## ■区民からみた中原区の地域福祉

- ●高齢者に関すること、子どもに関すること、地域防犯・防災に関することが地域の課題と考えている人が多い。
- ●地域との交流の必要性を感じている人が多い一方で、困った時の助け合いは必要だが日ごろの交流はしたくない人もいる。
- ●住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
- ●ボランティア活動への参加は、「きっかけ」や「条件が整えば」と考えている人が少なくない。
- ●行政・福祉サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実が望まれている。

## ■計画の基本目標

### １　思いやりや支え合いのこころが育つ地域の意識づくり

地域福祉の推進のためには、地域における住民相互のつながりが非常に重要です。そのつながりの基となるのが、住民一人ひとりの思いやりや支え合いのこころです。
そのこころを育てるため、教育現場とも連携した啓発活動や大型集合住宅の住民への啓発に取り組んでいきます。また、地域福祉に関心を持つ人を少しでも増やすために、区のホームページ等を介した情報発信、ワークショップを通して地域福祉の普及啓発に努めます。

**【基本方針】**

（１）地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします
（２）子どもの豊かな成長を促し、子どもの時から地域に目を向ける意識を育てます
（３）転入者に対し、福祉施策の浸透を図ります

### ２　人と人をつなぐ出会いの場づくり

地域における人間関係づくりや福祉の発展に貢献するため、中原区では子育てグループ支援や高齢者の出会いの場づくりを推進してきました。また、高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしも増えています。誰もが、地域の中で安心して生活できるよう、地域の中で気軽に集まれる場が求められています。
出会いの場に対するニーズは多様であることから、いろいろな人たちが集まり、友人・知人の輪を広げ、情報交換ができるような出会いの場づくりの支援を行います。

**【基本方針】**

（１）交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します
（２）仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します

### ３　ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実

ボランティア活動は、地域福祉における重要な役割を果たすものです。
ボランティアに対する関心を深め、ボランティア層の拡大に努めます。また、ボランティア活動にやりがいやよろこびを感じられるよう支援します。
既存のボランティア活動に対する支援を行います。

**【基本方針】**

（１）青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます
（２）既存のボランティア活動を支援します

### ４　区民が安心して暮らせるネットワークづくり

高齢者や子ども、防犯や防災等、地域における問題や不安を解消し、誰もが安心して暮らせることが望まれています。
団体（住民組織、ボランティア、ＮＰＯ等）や、地域（町内会・自治会同士のつなが

り等）のネットワークづくりを支援し、みんなで支え合いができるように努めます。このネットワークづくりのために、各種事業への住民参加の促進や、ネットワーク会議等顔の見える関係づくり、情報の共有等に努めていきます。

**【基本方針】**

（１）地域や関係機関と連携し、地域福祉活動を支援します
（２）地域のネットワークづくりを推進し、安心安全な地域づくりを支援します

## ■計画の主要な取組

### 1　地域とのつながりに向けたきっかけづくり

中原区の近年の特徴として、高層マンションが増加し、それに伴い新しく越してきた住民と以前から住んでいる住民との交流が減少し、また、新しい住民へ地域の情報が届きにくく、地域とのつながりが薄くなってきています。そのため、あらゆる区民が地域とつながって、いきいきと暮らすことができるよう支援します。

高齢者向けには、より見やすいホームページの更新やシニアのための中原区おでかけマップによる地域資源の紹介を行います。子育て世帯には、子育て情報の発信、子育てサロンでの友人づくりや地域の方との交流を行い、支え合える地域づくりをめざします。

また、ワークショップの開催や商店街との連携により、地域とのつながりのきっかけを提供します。

| 取　組 |
|---|
| 高齢者向けホームページの更新 |
| シニアのための中原区おでかけマップの充実 |
| 中原区子育て情報の発信 |
| ワークショップの開催 |
| 商店街と連携した地域のまちづくり推進事業 |
| 中原区子育て支援推進事業～子育てサロンの開催～ |

### 2　安心して暮らせる地域づくりをめざした人材の育成と地域連携

地域福祉の推進には、その担い手となるボランティアとの協働・連携が不可欠です。そのため、ボランティアの育成を充実させ、地域との連携強化を図ります。

高齢者支援や子育て支援といった、地域が抱える問題を解消し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

| 取　組 |
|---|
| 中原区子育て支援者の養成 |
| なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防とボランティアの養成 |
| 認知症サポーターの養成 |
| 高齢者見守りネットワークの推進 |

# 第４期中原区地域福祉計画の概要

計画期間：平成２６年度から２８年度まで

## 主要な取組１
### 地域とのつながりに向けたきっかけづくり

■高齢者向けホームページの更新
■シニアのための中原区おでかけマップの充実
■中原区子育て情報の発信
■ワークショップの開催
■商店街と連携した地域のまちづくり推進事業
■中原区子育て支援推進事業～子育てサロンの開催～

## 主要な取組２
### 安心して暮らせる地域づくりをめざした人材の育成と地域連携

■中原区子育て支援者の養成
■なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防とボランティアの養成
■認知症サポーターの養成
■高齢者見守りネットワークの推進

## 計画の理念

**福祉のこころ**
**人と人との橋わたしで**
**支え合える地域づくり**

### 基本目標１
**思いやりや支え合いのこころが育つ地域の意識づくり**

基本方針１　地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします
基本方針２　子どもの豊かな成長を促し、子どもの時から地域に目を向ける意識を育てます
基本方針３　転入者に対し、福祉施策の浸透を図ります

### 基本目標２
**人と人をつなぐ出会いの場づくり**

基本方針１　交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します
基本方針２　仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します

### 基本目標３
**ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実**

基本方針１　青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます
基本方針２　既存のボランティア活動を支援します

### 基本目標４
**区民が安心して暮らせるネットワークづくり**

基本方針１　地域や関係機関と連携し、地域福祉活動を支援します
基本方針２　地域のネットワークづくりを推進し、安心安全な地域づくりを支援します

## 区の現状

**市内で一番**

多　い：人口（239,987人）、
出生数（2,712人）、生産年齢人口の割合（72.4%）
転出入（転出：19,685人・転入：19,704人）
少ない：１世帯当たりの世帯人員（2.00人）
若　い：平均年齢（40.5歳）

**増加傾向**

高齢者人口（34,823人）、高齢化率（14.7%）
高齢者の約５人に１人はひとり暮らし
認知症高齢者（3,300人推計値）

## 区民一人ひとりができること

ステップ１（基本目標１）　地域の情報を集めよう　声をかけよう
ステップ２（基本目標２）　集まりに参加しよう　仲間を作ろう
ステップ３（基本目標３）　人の世話をしよう
ステップ４（基本目標４）　地域の仲間とつながろう

## 区民からみた中原区の地域福祉

●高齢者に関すること、子どもに関すること、地域防犯・防災に関することが地域の課題と考えている人が多い。
●地域との交流の必要性を感じている人が多い一方で、困った時の助け合いは必要だが日ごろの交流はしたくない人もいる。
●住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
●ボランティア活動への参加は、「きっかけ」や「条件が整えば」と考えている人が少なくない。
●行政・福祉サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実が望まれている。

# 第４期高津区地域福祉計画の概要

## ■高津区の基礎データ

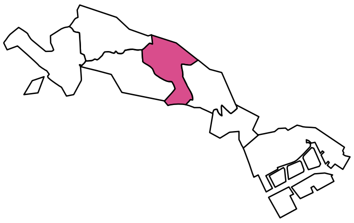

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 222,721　人<br>105,468　世帯<br>2.11　人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口　13.5%<br>生産年齢人口　69.9%<br>老年人口　16.5% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■高津区がめざす地域福祉

**計画の理念**　生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして

　すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活していくためには、国や自治体が定めた一律の制度やサービスだけではなく、それぞれの地域の実情にあった区民同士の助け合い、区民と行政の協働の仕組みが必要であり、区民・地域の活動団体等・行政全ての人が力を合わせて実現していくものです。高津区の地域福祉計画では、行政は、各取組を通して、地域福祉活動への「参加のきっかけづくり」や「活動への支援」、「地域での支え合いやネットワークづくり」等を進めていきます。区民は、そこに積極的に参加し、協働していくことで、心豊かに暮らせる地域福祉のまちをつくっていくことが大切となります。

　そして、区民と行政をつなぐ担い手としての地域の活動団体等の力を借りて、より一層、地域福祉を推進し、すべての人が心豊かに暮らせるまちをつくることをめざします。

## ■統計データから読み取れる区の現状

- ▶高津区の人口は222,721人で、年々増加しています。
- ▶出生数は市内では中原区に次いで２位となっています。
- ▶転入者のうち、20～30代の子育て世代にあたる年代が約7割と高い割合を占めています。
- ▶町内会・自治会への加入率は減少傾向にあります。
- ▶老年人口の割合は、増加傾向にあります。
- ▶一人暮らし高齢者数は、市内４位で、その人数は近年増加しています。

## ■各種アンケート調査から読み取れる区の課題

- ▶子どもへの支援には、保護者への支援も求められています。
- ▶高齢者の状況把握や、地域との交流の機会をつくることが必要です。
- ▶つながりを深めることのできる機会や場所の提供、地域住民が参加できる活動が必要です。
- ▶地域の支え合いを行うには、普段から住民同士の交流を深める必要があります。
- ▶あらゆる人に情報が届くよう、情報提供の強化に取り組む必要があります。

■第３期計画における重点的な取組

●高津区地域福祉活動キラリ☆事業　～小地域の福祉活動を応援します

◎それいいね！福祉のまちチャレンジ事業

「ことばの力～声をかけあいつながる地域～」をテーマに、７つのチャレンジ事業団体の活動発表と地域交流を開催しました。

◎地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」

地域で活動している様々な分野（子ども、高齢者、障害者）の団体を現地取材し、活動を区ホームページ等で紹介しました。また、取材された団体が次の団体を取材することで団体同士の交流の場としました。団体の方からは「地域に向けた気持ちが同じで、共感しあい励みになった」「地域への新たな見方が出来た」との声をいただき、互いのよい刺激となり活動の広がりを持てる機会になりました。

## ■計画の基本目標

### １　子どもを健やかに育むまち

子どもを健やかに育むことができるよう、子育て支援サービスを充実させ、民生委員児童委員や関係機関のネットワークを活用した地域の支援体制や子育て家庭と地域とのつながりを強化し、子育てに関する情報の整理と的確な提供を行い、安心して子どもを生み育てられるまちづくりをめざします。

多数の専門職による相談の充実を図ったり、訪問員等による家庭訪問や交流会による育児やつながりの支援を行い、学童期の教育・生活支援等を関係機関と連携強化を進めることで、健やかに育むまちを推進します。

**【基本方針】**

（１）地域で見守り・育てる、子育ての環境づくり
（２）子育て情報の収集・発信の充実
（３）乳幼児期から青少年期までの、地域における子ども・子育て支援の推進

### ２　高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

高齢者や障害者の方が自らの能力や経験等を活かして地域社会の中で活躍し、生き生きとした生活を送ることができるよう、必要なサービスを提供します。

また、一人暮らしの高齢者の見守りや相談支援について、地域包括支援センター、老人クラブ、町内会・自治会、民生委員児童委員等と連携を強化し、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようにネットワークを構築していきます。

**【基本方針】**

（１）高齢者・障害者等生活に支援の必要な方が地域で安心して暮らせるための環境づくり
（２）高齢者が元気に過ごすための支援の推進

## ３　交流・ふれあい・支えあいのあるまち

基本目標３では、基本目標１と２を実現していくための土台作りとして、区民同士の交流を重視した取組を進めます。

また、区民同士が気軽に集える場や、地域で様々な地域福祉活動を展開するための拠点づくりを支援するとともに、地域福祉を推進していくための人材育成やネットワークづくりにも取り組みます。

**【基本方針】**

（１）地域福祉に関する啓発活動の充実強化
（２）地域住民が地域に根ざしたネットワークとつながるような交流の促進
（３）防犯・防災ネットワークの確立による、安全・安心なまちをめざした地域連帯の強化
（４）地域で福祉活動を展開するための拠点づくりの推進や活動支援
（５）地域福祉を推進するための人材育成の支援

### ■第４期計画における主要な取組

**【重点事業】**

**●高津区地域福祉活動キラリ☆事業**

**それいいね！福祉のまち高津交流会の開催**

地域で活動している団体と地域住民が、地域について一緒に考えあう交流会を開催し、地域活動の活性化や地域の活性化をめざします。

**地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施**

地域で行われている福祉活動について現地取材を行い、取材結果を区ホームページに掲載し、活動の普及啓発や取材を通した団体交流を行い、団体のネットワークの広がりを支援します。

**【主要な取組】**

■児童家庭相談の充実
■こんにちは赤ちゃん事業
■転入者子育て交流会
■学習支援・居場所づくり事業
■地域ケア連絡会議等の開催を通した、地域の関係団体と関係機関との連携
■地域ケア連絡会議等の開催を通した、地域の見守り活動の推進
■自主防災組織への支援

## 高津区地域福祉計画の概要

### 高津区の地域の現状と課題

**― 統計データから読み取れる区の現状 ―**

- 高津区の人口は 222,721 人で、年々増加しています。
- 出生数は市内では中原区に次いで２位となっています。
- 転入者のうち、20～30 代の子育て世代にあたる年代が約７割と高い割合を占めています。
- 町内会・自治会への加入率は減少傾向にあります。
- 老年人口の割合は、増加傾向にあります。
- 一人暮らし高齢者数は、市内４位で、その人数は近年増加しています。

**― 各種アンケート調査から読み取れる区の課題 ―**

- 子どもへの支援には、保護者への支援も求められています。
- 高齢者の状況把握や、地域との交流の機会をつくることが必要です。
- つながりを深めることのできる機会や場所の提供、地域住民が参加できる活動が必要です。
- 地域の支え合いを行うには、普段から住民同士の交流を深める必要があります。
- あらゆる人に情報が届くよう、情報提供の強化に取り組む必要があります。

### 計画の理念

## 生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして

**基本目標１**
子どもを健やかに育むまち

**基本目標２**
高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

**基本目標３**
交流・ふれあい・支えあいのあるまち

**重点的取組　「高津区地域福祉活動キラリ☆事業」**

1. それいいね！福祉のまち高津交流会の開催
2. 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施

**主要な取組**

- ■児童家庭相談の充実
- ■こんにちは赤ちゃん事業
- ■転入者子育て交流会
- ■学習支援・居場所づくり事業
- ■地域ケア連絡会議等の開催を通した、地域の関係団体と関係機関との連携
- ■地域ケア連絡会議等の開催を通した、地域の見守り活動の推進
- ■自主防災組織への支援

区民

町内会・自治会

民生委員児童委員協議会

ボランティア、NPO

障害者相談支援センター

地域包括支援センター
（高齢者の各種相談窓口）

保育園、幼稚園、学校

区役所

地域子育て支援センター

社会福祉法人
（高齢者・障害者施設等）

地域教育会議

各団体
（医師会・歯科医師会等）

保護司会

社会福祉協議会

## たかつ地域福祉ネットワーク

**区民 と 地域の活動団体等 と 行政**

それぞれがつながりあいながら、参加し、協働していきます

# 第４期宮前区地域福祉計画の概要

## ■宮前区の基礎データ

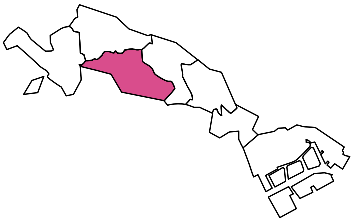

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 222,756　人<br>94,303　世帯<br>2.36　人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口　14.7%<br>生産年齢人口　67.3%<br>老年人口　18.0% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■宮前区がめざす地域福祉

### 計画の理念

**区民一人ひとりが主人公、**
**身近なあいさつから広がる地域の輪**

地域福祉は、私たち一人ひとりが、持てる能力を発揮し、誇りを持って地域で暮らしていけるよう、区民一人ひとりが主人公となって、共に生きるまちをつくることです。そのためには、身近な人とあいさつを交わし、お互いを知り合い、助け合えるつながりをつくること。さらに、行政をはじめとした様々な団体・組織・機関との協働・連携を通じて、地域福祉を推進する大きな流れを生み出すことが大事だと考えています。

そのような、人と人とがつながるまちづくりを目指して、宮前区ではこの理念を定めています。

## ■区民が抱える主な生活課題

（統計データ、地域福祉実態調査、地域福祉活動に関する調査、地区別意見交換会等から）

▶市内７区で2番目に人口が多い。

▶市内で最も14歳以下人口割合が高い。

▶市区町村別平均寿命は、男性が全国で２位、女性は全国平均を上回っており、地域保健活動が充実している。

▶地域での問題について、「地域防犯・防災に関する問題」「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」を挙げる人が多い。

▶近所づきあいはあいさつをする程度だが、いざというときのために普段から交流しておいた方がよいと感じている区民は多く、地域住民同士のつながりの促進が求められている。

▶地域の支えあいとして「安否確認の見守り・声かけ」の意識が高く、区民の自発性を促す地域活動参加のしくみが求められる。

▶東日本大震災後の意識の変化として、防災意識の高まりや正しい情報を得ることの必要性が上位を占めている。

## ■第３期計画の振り返り

重点的な取組を中心に、概ね順調に進捗していると評価されています。

●地区別意見交換会を開催し、高齢者を取り巻く課題の共有や災害に備えて日頃から人と人

とのつながりをつくるためにできそうなこと、障害についての理解を深め支援や協力ができそうなことなどについて、多くの意見を伺うことができました。

●地域福祉に関する区内の各種団体の情報について、チラシや宮前区ホームページを通じて広報を行いました。

●地域が主体となった高齢者の見守り促進事業として、モデル地区での実態調査の実施、集会所等を通じた見守り支援として講座や健康相談等の実施、見守り活動の人材育成支援としてボランティア育成の勉強会等を行いました。また、まちづくり局との連携による「空き部屋」を活用した見守り支援を実施しました。

●「健やかライフ宮前」・「公園体操マップ」を作成、配布しました。

## ■計画の基本目標

### １　情報提供を充実させ、コミュニティの場づくり

　地域の中には、同じ悩みを抱えていたり、同じ楽しみを持っていたり、同じ立場にある仲間がたくさんいて、様々な活動を展開し、情報発信をしています。そんな仲間同士を結びつけ、必要な情報を必要な人に届けること。必要な人と必要な人とが出会い、コミュニケーションをする場をつくること。

　また、学習材料を提供し、各種の講座・講演会を開催し、地域福祉の質の向上を目指すこと。そのような学習の場を使って、コミュニケーションの輪を広げること。

　これらを目標として、情報がつながり、人と人とがつながるまちづくりを支援します。

**【基本方針】**

（１）区民が主役の地域福祉活動を促進するための広報等を充実します。
（２）区民同士の交流を促進する講座・講演会等を充実します。

### ２　地域福祉を担う人材の育成

　平成25年１月に実施された「第３回地域福祉実態調査」では、地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がない」のほかに「身近に活動グループや仲間がいない（知らない）」「きっかけがつかめない」などが多く挙げられていますが、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」と回答した人も約１割います。各分野で実施されているボランティア講座やセミナーをきっかけとし、地域の中での担い手を育成していくことが必要です。

　区民一人ひとりでも行うことができる地域福祉活動ですが、様々な人が協力し合って活動すること（団体や団体同士の連絡会など）でより大きな力を発揮したり、継続性を持つことができ、このような活動を支援していくことが重要と考えられます。

**【基本方針】**

（１）区民の福祉活動への参加を促進する講座・講演会等を充実します。
（２）子どもが福祉への理解を深める機会の提供を図ります。
（３）地域の活動団体の相互交流を支援します。

## ３　住民同士の助けあいの意識を向上

現代では、核家族化が進み、共働き家庭の増加、転出入世帯の増加などにより、人と人とのつながりが希薄になっていますが、その特徴は、宮前区でも顕著に現れています。増える孤立死、不安でいっぱいの子育て家庭の増加、また、東日本大震災の発生により、住民も近隣との助け合いの必要性を感じつつあります。

地域で生活している様々な人が、年齢・国籍・障害の有無にかかわらず、孤立することなく、自分らしく暮らしていけるように、人と人とがつながり助け合えることを目指し、様々な“きっかけづくり”をします。それによって、住民同士の助けあいの意識が向上し、地域福祉が広がっていくことを目標とします。

**【基本方針】**

（１）すべての世代が交流し、地域の輪を広げる意識づくりを支援します。
（２）助けあいのネットワークを地域に広げるために、区民、地域の活動団体、行政の連携を強化します。
（３）誰もが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

## ■第４期計画における重点項目

### １　「みんなで福祉のまちづくり！」広報

区民一人ひとりが地域福祉活動に関心を持ち、「地域の輪」を広げていくためには、まず区民が身近なところで、生活課題を感じ、それに取り組んでいる仲間の存在を知ることや、活動の喜びや工夫点を知ること、そして興味を抱くことが大切です。

そこで、すでに区民が主体的に取り組んでいる、個性的で特徴ある地域活動を紹介します。区民が、その情報を活かして地域生活を豊かにすることのみならず、地域活動の見本として、自分の地域の活性化に役立てられるよう広報活動を充実します。

### ２　「地域のつながりワークショップ（意見交換会）」の開催

地域福祉活動の具体的な方法や喜びを共有することにより、地域福祉に関心を持ち、地域にかかわる人々が協力してお互いを支えあう仕組みづくりについて考える機会を目指して、様々なテーマで意見交換会を開催します。

具体的には、「地域のまなざしづくり」をテーマとして、地域で暮らす様々な人の意見を「家族のことだと思って」耳を傾け、理解しようとする姿勢を持ち、安心して暮らせる“暖かいまなざし”づくりに向けた、意見交換会を開催します。それにより地域の絆が深まり、地域のあらゆる団体などが連携できるよう、推進します。

KAWASAKI CITY 川崎市

# 第４期 宮前区地域福祉計画の概要

計画期間：平成 26 年度から平成 28 年度まで

**基本理念**

## 区民一人ひとりが主人公、身近なあいさつから広がる地域の輪

■第３期計画の振り返り

重点的な取組を中心に、概ね順調に進捗していると評価されている。

- 地区別意見交換会を開催し、高齢者を取り巻く課題の共有や災害に備えて日頃から人と人とのつながりをつくるためにできそうなこと、障害についての理解を深め支援や協力ができそうなことなどについて、多くの意見を伺うことができた。
- 地域福祉に関する区内の各種団体の情報について、チラシや宮前区ホームページを通じて広報を行った。
- 地域が主体となった高齢者の見守り促進事業として、モデル地区での実態調査の実施、集会所等を通じた見守り支援として講座や健康相談等の実施、見守り活動の人材育成支援としてボランティア育成の勉強会等を行った。また、まちづくり局との連携による「空き部屋」を活用した見守り支援を実施した。
- 「健やかライフ宮前」・「公園体操マップ」を作成、配布した。

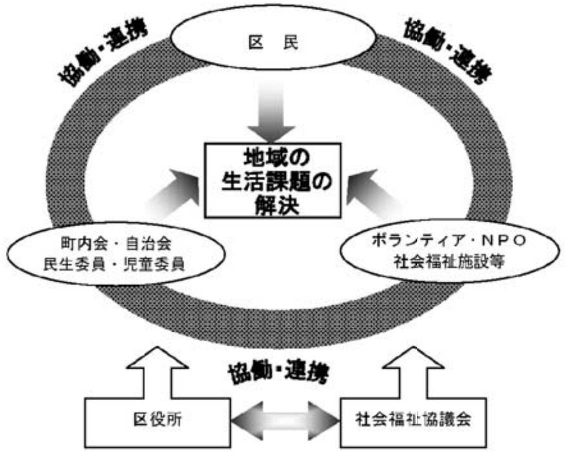


■区民が抱える生活課題

- ▼市内７区で２番目に人口が多い。
- ▼市内で最も 14 歳以下人口割合が高い。
- ▼市区町村別平均寿命は、男性が全国で２位、女性は全国平均を上回っており、地域保健活動が充実している。
- ▼地域での問題について、「地域防犯・防災に関する問題」「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」を挙げる人が多い。
- ▼近所づきあいはあいさつをする程度だが、いざというときのために普段から交流しておいた方がよいと感じている区民は多く、地域住民同士のつながりの促進が求められている。
- ▼地域の支えあいとして「安否確認の見守り・声かけ」の意識が高く、区民の自発性を促す地域活動参加のしくみが求められる。
- ▼東日本大震災後の意識の変化として、防災意識の高まりや正しい情報を得ることの必要性が上位を占めている。

**基本目標１**

### 情報提供を充実させ、コミュニティの場づくり

【基本方針】

1　区民が主役の地域福祉活動を促進するための広報等を充実します。

2　区民同士の交流を促進する講座・講演会等を充実します。

**基本目標２**

### 地域福祉を担う人材の育成

【基本方針】

1　区民の福祉活動への参加を促進する講座・講演会等を充実します。

2　子どもが福祉への理解を深める機会の提供を図ります。

3　地域の活動団体の相互交流を支援します。

**基本目標３**

### 住民同士の助けあいの意識を向上

【基本方針】

1　すべての世代が交流し、地域の輪を広げる意識づくりを支援します。

2　助けあいのネットワークを地域に広げるために、区民、地域の活動団体、行政の連携を強化します。

3　誰もが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

### 第４期計画における重点項目

1　「みんなで福祉のまちづくり！」広報

2　地域のつながりワークショップ（意見交換会）の開催

# 第４期多摩区地域福祉計画の概要

## ■多摩区の基礎データ

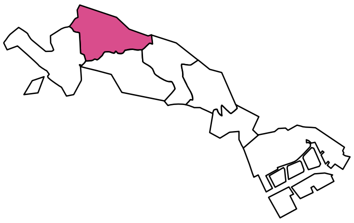

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 213,728 人<br>104,440 世帯<br>2.05 人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口 11.7%<br>生産年齢人口 70.6%<br>老年人口 17.7% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■計画の理念

**みんなでつくる、誰もが健やかに安心して暮らせる多摩区**

　多摩区は自然が豊富で居住環境が良いことや、町内会・自治会等の活動や自主的な地域活動も活発に行われていることもあり、多摩区民の総合的な生活環境の満足度は高くなっています。

　今後とも住みやすい多摩区であるためには、様々な地域活動等を通じて地域のつながりをつくり、区民一人ひとりが地域で支え合うことが必要です。

　第３期多摩区地域福祉計画の「パートナーシップが光る多摩区」という理念のもとに実施してきた取組を継承・発展させながら、地域で暮らす全ての人たちが主役となり、誰もが健やかに安心して暮らせるまちを目指します。

## ■多摩区の統計データ

▶人口　213,728人（H25.10）
▶世帯数　104,440世帯（H25.10）
▶高齢化率　17.7%（H25）
▶合計特殊出生率　1.26人（H23）
▶１世帯当たりの人員　2.05人（H25.10）
▶区への定住意向は71.9%（H24）
▶20年以上の長期居住者は市内で３番目に多く38.2% (H24)
▶自治会への加入率が減少
▶要介護・要支援認定者数が増加
▶65歳以上の要介護・要支援者の割合は約6人に1人（17.26%）（H24年度）
▶身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも増加傾向

## ■区民が抱える主な生活課題

（地域の生活課題に関する調査から）

▶地域防犯・防災に関すること、高齢者に関すること、地域のつながりに関することが問題だと感じている人が多い。
▶孤立死を防ぐためにも地域における連携が求められている。
▶住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
▶「福祉サービスの評価や内容の情報開示」、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応」が望まれている。
▶地域におけるつながり、団体間の交流、あらゆる区民が交流できる場が求められている。
▶情報の共有、子育て支援、地域の担い手やボランティアの人材育成が求められている。

**■第３期計画における主要な取組**

●地域のつながりを広げる仕組みをつくります
　○つながりひろがるパートナーシップ連絡会の開催
●身近な地域でのコミュニティの活性化
　○公園を拠点としたコミュニティづくり
　○多摩区みんなの公園体操
　○多摩区こどもの外遊び

## ■計画の基本目標

### １　保健福祉に係わる区民・団体間の連携強化とサービスの向上

　地域福祉の推進には、行政だけではなく、区民一人ひとりの参加と協力が必要不可欠です。区民、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ＮＰＯ、保健福祉団体、保健福祉サービスを提供している関係機関等、様々な立場の人が協力し合い、連携を深めていくことが重要です。
　さらに、行政が加わることで、あらゆる面からきめ細かくサービスを提供することができるようになるため、区民・団体・関係機関・行政の連携を強化し、サービスの向上を図ります。

**【行動目標】**
（１）区民・団体・関係機関・行政等の協力関係を高め福祉サービスの充実を図ります
（２）保健福祉情報の共有化と支援体制の充実を図ります

### ２　地域での「つながり」の推進

　地域でのつながりは、顔の見える関係を築き、相互に見守り合い誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤になります。また、人と人とのつながりは地域への関心も高め、地域力や組織力を高めます。そのため、地域での支え合いや助け合いができる地域づくりの支援等を通じて、地域のつながりの強化を進めます。

**【行動目標】**
（１）地域での交流機会を大切にします
（２）地域の自主的な取組を支援します
（３）世代間でつながり、誰もが参加できる場づくりに努めます

### ３　多様な人材の参画と人材の育成

　地域福祉の推進のためには、地域活動やボランティア活動で活躍するボランティア等の存在が不可欠です。多様な人材が地域福祉活動に参画することで、活動の活発化や多様化が生まれ、地域福祉推進の原動力となります。
　また、地域福祉を進める上でも、人材の育成が重要です。一人ひとりがスキルアップすることで、よりきめ細かい活動を行うことができます。

**【行動目標】**
（１）情報発信を行い、地域福祉への意識を高めます
（２）様々な人がボランティアを行い、地域貢献できる取組を進めます

## ■計画の主要な取組

### ●高齢者に関する取組

多摩区の高齢化率は平成25年10月１日現在で17.7%と増加しており、高齢者がこれからも地域でいきいきと健康に暮らしていけるよう、体制や環境の整備を進めます。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| 地域包括支援ネットワークの構築（地域ケア運営委員会・地域包括ケア連絡会議） |
| 介護予防事業（多摩区みんなの公園体操、多摩区いきいき体操、多摩区健康ウオーク体験教室） |

### ●障害者に関する取組

身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数は増加傾向にあります。障害者と家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉に関する啓発や環境の整備を進めます。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| 多摩区地域自立支援協議会 |
| 多摩区精神保健福祉連絡会議 |
| パサージュ・たま |

### ●子どもに関する取組

地域の生活課題に関する調査では、２割以上が「子どもに関する問題」を地域の問題として挙げています。子どもや子育て世帯への支援や、地域における子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| 多摩区こども総合支援連携事業 |
| 多摩区こどもの外遊び事業 |

### ●分野をこえて地域のつながり・支え合いを支援する取組

地域の生活課題に関する調査では、地域住民の交流の必要性について約６割がその必要性を感じています。分野をこえて地域とつながることへの支援や、地域での支え合い・交流に関する取組を進めます。

| 具体的取組・事業名 |
|---|
| 地域福祉ネットワークづくり事業 |
| 地域福祉啓発事業 |
| 地域課題解決につなげる地域人材育成事業 |

# タ 第４期多摩区地域福祉計画の概要

計画の期間：平成 26 年度から平成 28 年度まで

## 1　地域福祉計画の策定にあたって

**【多摩区の統計データ】**

■人口　213, 728 人（H25. 10）　■世帯数　104, 440 世帯（H25. 10）
■高齢化率 17. 7%（H25）　■合計特殊出生率　1. 26 人（H23）
■１世帯当たりの人員　2. 05 人（H25. 10）
■区への定住意向は 71. 9%（H24）
■20 年以上の長期居住者は市内で３番目に多く 38. 2%（H24）
■自治会への加入率が減少。■要介護・要支援認定者数が増加。
■65 歳以上の要介護・要支援者の割合は約６人に１人（17. 26%）（H24 年度）
■身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも増加傾向

**【地域の生活課題に関する調査からみえる課題】**

▸地域防犯・防災に関すること、高齢者に関すること、地域のつながりに関することが問題だと感じている人が多い。
▸孤立死を防ぐためにも地域における連携が求められている。
▸住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
▸「福祉サービスの評価や内容の情報開示」、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応」が望まれている。
▸地域におけるつながり、団体間の交流、あらゆる区民が交流できる場が求められている。
▸情報の共有、子育て支援、地域の担い手やボランティアの人材育成が求められている。

**【地域の福祉関係者を集めたワークショップでの意見】**

●高齢者が地域やイベントに出てこない。高齢者が集える場所が少ない。
●障害者世帯が孤立している。災害時に誰が助けてくれるのか不安、援助を求めたいが口に出せない。
●情報発信してもなかなか受け手に届かない。地域的な活動に関する情報が不足している。
●民生委員児童委員やボランティアの担い手がいない。後継者が不足している。新規の参加者が少ない。
●地域におけるつながりや住民同士の交流、団体間の交流や連携を深めていく必要がある。

パートナーシップ連絡会

## 2　地域福祉計画の取組

計画の理念　**みんなでつくる、誰もが健やかに安心して暮らせる多摩区**

**基本目標１**
**保健福祉に係わる区民・団体間の連携強化とサービスの向上**

（行動目標）
1　区民・団体・関係機関・行政等の協力関係を高め福祉サービスの充実を図ります
2　保健福祉情報の共有化と支援体制の充実を図ります

**基本目標２**
**地域での「つながり」の推進**

（行動目標）
1　地域での交流機会を大切にします
2　地域の自主的な取組を支援します
3　世代間でつながり、誰もが参加できる場づくりに努めます

**基本目標３**
**多様な人材の参画と人材の育成**

（行動目標）
1　情報発信を行い、地域福祉への意識を高めます
2　様々な人がボランティアを行い、地域貢献できる取組を進めます

【主要な取組】

**●高齢者に関する取組**
「地域包括支援ネットワークの構築（地域ケア運営委員会・地域包括ケア連絡会議）」
「介護予防事業（多摩区みんなの公園体操、多摩区いきいき体操、多摩区健康ウオーク体験教室）」

**●障害者に関する取組**
「多摩区地域自立支援協議会」
「多摩区精神保健福祉連絡会議」
「パサージュ・たま」

**●子どもに関する取組**
「多摩区こども総合支援連携事業」
「多摩区こどもの外遊び事業」

**●分野をこえて地域のつながり・支え合いを支援する取組**
・「地域福祉ネットワークづくり事業」　・「地域福祉啓発事業」　・「地域課題解決につなげる地域人材育成事業」

# あさお福祉計画（第４期麻生区地域福祉計画）の概要

## ■麻生区の基礎データ

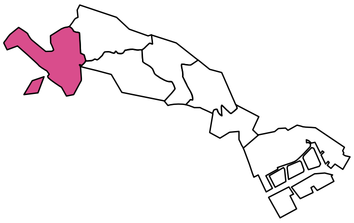

| | | |
|---|---|---|
| 人口<br>世帯数<br>１世帯当たり人員 | 173,697　人<br>74,087　世帯<br>2.34　人 | 川崎市の世帯数・人口<br>平成25年10月1日現在 |
| 年齢３区分別人口割合 | 年少人口　13.8%<br>生産年齢人口　65.2%<br>老年人口　21.0% | 川崎市年齢別人口<br>平成25年10月1日現在 |

## ■麻生区がめざす地域福祉

### 計画の理念

**心が響きあう福祉のまち麻生**

この理念には、誰もが暮らしやすい麻生区とする地域福祉の向上のために、区民のできること、地域団体のできること、区のできることが音楽を奏でるように調和し、まちに住む人すべてに響きあうことを願う意味が込められています。

## ■区民が抱える主な生活課題

（地域福祉実態調査等から）

▶身近な地域での住民同士のつながり、助け合いの重要性を意識している人の割合は高いものの、つながりづくりのきっかけとなるような取組が求められます。

▶近年、社会問題となっている孤立死については、一人暮らしや高齢者世帯の増加、隣近所の付き合いの減少が原因と考えられています。

▶大震災をきっかけにして防犯や防災に対する住民個々の意識が高まっており、いざというときに備えて住民がお互いに助け合う「共助」の仕組みを推進することが必要です。

▶住民にとって必要な情報を得やすい環境づくりを進めるとともに、相談窓口に結びつかない、あるいは相談窓口のことを知らない住民に対して、福祉ニーズを身近にキャッチできる人や場の存在が求められています。

## ■第３期計画の振り返り

●関係部署・関係機関の連携強化と情報共有により、区民の多様化するニーズに合わせた、専門性の高い保健福祉サービスの提供が必要です。

●福祉活動団体の地域に根ざした活動への支援やつながりづくり、ボランティアの地域活動への参加を進める取組などが求められます。

## ■計画の基本目標

### １　区民が主役の地域活動の充実

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。区民の発案から生まれた、様々な特長のある地域活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域福祉を推進します。

**【基本方針】**

（１）区民が主役の地域活動を応援します
（２）地域福祉活動の担い手の育成を推進します

### ２　「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「共に助け合う」まちづくりを実現します。

**【基本方針】**

（１）地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます
（２）地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

### ３　区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実

地域福祉の窓口となる保健福祉センターは、保健福祉サービスを受けようとする区民が最初に訪れる場所です。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が得られるような保健福祉サービスについての積極的な情報発信や、専門的な知識等を必要とする場合の相談支援の充実を図ります。

**【基本方針】**

（１）区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります
（２）地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します

## ■第４期計画における重点項目

### １　地域福祉を推進するための人と人とのつながり（ネットワーク）強化

核家族化や少子高齢化が一層進むと予想される中、また、防犯・防災に対する意識が高まる中、地域で暮らしていく上で、身近な人同士のつながり・助け合いの必要性を感じている区民は増えています。

普段からのあいさつや地域活動などの実践をうまく生かして「ひと・もの・場」の結びつきを強めることにより、地域における支え合いの基盤づくりを支援していきます。

| 基本方針 | 基本施策 |
|---|---|
| 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します | 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化 |

### ２　支援を必要とする人を支える相談支援体制と情報提供の充実

気軽に、かつ安心して相談ができること、必要としている情報が得られることが、相談の場に求められている大きな要素となっています。

区民が身近に相談に行ける場を整備するとともに、自ら相談に出向くことのできない人や相談することに消極的な人に対して寄り添い、適切な情報提供のできる体制を整備・強化していきます。

| 基本方針 | 基本施策 |
|---|---|
| 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます | 要援護者等への支援の充実 |
| 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります | 保健・福祉情報の発信と充実 |
| | 専門分野の相談支援体制の充実 |

### ３　地域福祉を推進する人材の育成

地域活動に携わる人の多くが高齢化し、活動を推進する人がなかなか確保できないことは、多くの地域活動団体の悩みとなっています。

幅広く区民が地域活動に参加できるよう、行政・関連機関・団体が連携して、地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みづくりに取り組みます。

| 基本方針 | 基本施策 |
|---|---|
| 地域活動の担い手の育成を推進します | ボランティアの育成の推進 |
| | ボランティアの活動の推進 |

# 第４期 あさお地域福祉計画の概要

計画の期間：平成 26 年度から平成 28 年度まで

## 計画の理念

**心が響きあう福祉のまち麻生**

### 【基本目標 １】
**区民が主役の地域活動の充実**

【基本方針】
1 区民が主役の地域活動を応援します
2 地域活動の担い手の育成を推進します

### 【基本目標 ２】
**「ひと・もの・場」をつなぐ共助のまちづくり**

【基本方針】
1 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます
2 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

### 【基本目標 ３】
**区民が利用しやすい保健福祉サービスの充実**

【基本方針】
1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります
2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します

### 第３期計画の振り返り

▽区民の多様化するニーズに合わせた、専門性の高い保健福祉サービスの提供と、関係部署・関係機関との連携の強化と情報の共有が必要である。
▽福祉活動団体の地域に根ざした活動への支援やつながりづくり、ボランティアの地域活動への参加を進める取組などが求められる。

区内各所の公園で、健康や体操やウォーキングを実施。

区内６地区で「災害時にも活きる地域のつながりづくり」をテーマにした地域懇談会を実施。

### 区民が抱える主な生活課題

◆身近な地域での住民同士のつながり、助け合いの重要性を意識している人の割合は高いものの、つながるためのきっかけが希薄である。
◆近年、社会問題となっている孤立死については、一人暮らしや高齢者世帯の増加、隣近所の付き合いの減少が問題と考えられている。
◆大震災をきっかけにして防犯や防災に対する住民個々の意識が高まっており、いざというときに備えて住民がお互いに助け合う「共助」のしくみを推進することが必要。
◆住民にとって必要な情報を得やすい環境づくりとともに、相談窓口に結びつかない、あるいは相談窓口のことを知らない住民に対して、福祉ニーズを身近にキャッチできる人や場の存在が求められている。

### 重点項目

**地域福祉を推進するための人と人とのつながり（ネットワーク）強化**
- 地域の支え合いのネットワークづくりを支援します
  - ◎ 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

**支援を必要とする人を支える相談支援体制と情報提供の充実**
- 地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます
  - ◎ 子育てや要援護者等への支援の充実
- 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります
  - ◎ 保健・福祉情報の発信と充実
  - ◎ 専門分野の相談支援体制の充実

**地域福祉を推進する人材の育成**
- 地域活動の担い手の育成を推進します
  - ◎ボランティアの育成の推進
  - ◎ボランティアの活動の推進

# 資料編

## （１）第４期川崎市地域福祉計画策定の経過

| 年月日 | 会議等 | 主な内容 |
|---|---|---|
| 平成25年<br>５月24日 | 第１回地域福祉計画協議会 | １　第３期川崎市地域福祉計画の事業実施状況について<br>２　第４期川崎市地域福祉計画の策定について<br>３　今後の予定について |
| ８月23日 | 第１回地域福祉計画推進検討会議 | １　平成25年度第１回川崎市地域福祉計画協議会への報告について<br>２　第３期地域福祉計画事業について<br>３　同各区計画における取組について |
| ９月　２日 | 第２回地域福祉計画協議会 | １　第４期地域福祉計画骨子（案）について<br>２　第４期地域福祉計画素案（初稿）について |
| 11月26日 | 第３回地域福祉計画協議会 | １　第４期川崎市地域福祉計画素案（改訂稿）について<br>２　今後の予定について |
| 平成26年<br>１月27日<br>～<br>２月26日 | パブリックコメント | 意見募集 |
| １月～２月 | 各区において区民説明会の開催 | 第４期川崎市地域福祉計画市計画（案）・各区計画（案）の説明、質疑応答 |
| ３月27日 | 第４回地域福祉計画協議会 | １　第４期川崎市地域福祉計画について |
| ３月28日 | 第２回地域福祉計画推進検討会議 | １　第３期川崎市地域福祉計画の事業実施状況について<br>２　第４期川崎市地域福祉計画について |

## （２）第４期川崎市地域福祉計画協議会設置要綱

（目的及び設置）
第１条　本市における第４期川崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するにあたり、学識経験者等の意見を踏まえて計画案を作成するため、第４期川崎市地域福祉計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（任務）
第２条　協議会は、地域福祉計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。
（協議会）
第３条　協議会の委員は、２０名以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（１）学識経験者
（２）団体等職員
（３）市民公募委員
（４）行政関係職員
（５）その他市長が特に認めた者
３　協議会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
４　副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、平成２６年３月３１日までとする。ただし、欠員による後任委員の任期は、前任者の残任の期間とする。
（会議の招集）
第５条　協議会は、委員長が招集する。
（作業部会等）
第６条　協議会は、必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、作業部会を置くことができる。
２　作業部会は、次に属する者で組織する。
（１）協議会が選任した者
（２）社会福祉協議会職員
（３）行政関係職員
（４）その他部会長が特に認めた者
３　作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置くものとする。
４　作業部会は、部会長が招集する。
５　作業部会は、特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　協議会及び作業部会の庶務は、健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。

## （３）第４期川崎市地域福祉計画協議会委員名簿

任期　平成26年３月31日まで

| 氏名 | | 所属 | 職名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 岩崎　香代子 | 川崎市地域女性連絡協議会 | 副会長 | |
| | 遠藤　慶子 | 在宅介護者の会 | 副代表 | |
| ◎ | 小野　敏明 | 田園調布学園大学　人間福祉学部 | 教授 | |
| | 柏木　靖男 | 川崎市全町内会連合会 | 会計 | |
| | 木村　美根雄 | 公益社団法人川崎市医師会 | 副会長 | 任期：～平成25年９月１日 |
| ○ | 村山　均 | 公益社団法人川崎市医師会 | 副会長 | 任期：平成25年９月２日～ |
| | 斉藤　二郎 | 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 | 会長 | |
| | 澤田　真智子 | 市民公募 | | |
| | 田島　耕作 | 公益財団法人川崎市老人クラブ連合会 | 理事長 | |
| | 棚本　幸成 | 市民公募 | | |
| | 中込　義昌 | 公益財団法人川崎市身体障害者協会 | 理事長 | |
| | 福田　武雄 | 公益財団法人かわさき市民活動センター | 副理事長 | |
| | 松永　廣美 | 川崎市商工会議所 | 議員 | |
| | 吉田　紀代子 | 川崎市民生委員児童委員協議会 | 副会長 | |
| | 金子　督 | 川崎市総合企画局都市経営部 | 部長 | |
| | 村山　卓 | 川崎市財政局財政部 | 部長 | |
| | 西　　義行 | 川崎市市民・こども局市民生活部 | 部長 | 任期：～平成25年11月30日 |
| | 三橋　秀行 | 川崎市市民・こども局市民生活部 | 部長 | 任期：平成25年12月１日～ |
| | 大西　義雄 | 麻生区役所福祉事務所 | 所長 | 区代表 |

◎：委員長　○：副委員長　（50音順　敬称略　職名は在任中のもの）

## （４）川崎市地域福祉計画推進検討会議設置要綱

（目的及び設置）
第１条　本市における地域福祉計画の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた対応を図るため、川崎市地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（任務）
第２条　推進会議は、地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を健康福祉局長に報告する。

（推進検討会議）
第３条　推進会議の委員は、おおむね２０名以内で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（１）学識経験者
（２）団体等職員
（３）市民公募委員
（４）行政関係職員
（５）その他市長が特に認めた者
３　推進会議には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置くものとする。
４　副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、欠員による後任委員の任期は、残任の期間とする。

（会議の召集）
第５条　推進会議は、委員長が招集する。

（作業部会等）
第６条　必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。
２　作業部会は、次の各号に属する者で組織する。
（１）推進会議が選任した者
（２）社会福祉協議会職員
（３）行政関係職員
（４）その他部会長が特に認めた者
３　作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置くものとする。
４　作業部会は部会長が招集する。
５　特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　推進会議及び作業部会の庶務は、健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則　この要綱は、平成１７年１０月３１日から施行する。

附則
１　この要綱は、公布の日から施行する。
２　第４条の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までにこの要綱の規定に基づき委嘱され、又は任命された推進会議委員の任期は、平成２６年３月３１日までとする。

## （５）平成25年度川崎市地域福祉計画推進検討会議委員名簿

任期　平成26年３月31日まで

| | 氏名 | 所属 | 職名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ◎ | 小野　敏明 | 田園調布学園大学　人間福祉学部 | 教授 | 学識経験者 |
| ○ | 土屋　加代子 | 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会事務局 | 次長 | 団体等職員 |
| | 入口　茂 | 公益財団法人かわさき市民活動センター<br>市民活動推進課 | 課長 | 団体等職員 |
| | 田島　耕作 | 公益財団法人川崎市老人クラブ連合会 | 理事長 | 団体等職員 |
| | 中込　義昌 | 公益財団法人川崎市身体障害者協会 | 理事長 | 団体等職員 |
| | 楢林　照江 | 川崎市民生委員児童委員協議会 | 常任理事 | 団体等職員 |
| | 角地　隆光 | 市民公募委員 | | 市民公募委員 |
| | 中島　学 | 市民公募委員 | | 市民公募委員 |
| | 渡邉　照彦 | 市民公募委員 | | 市民公募委員 |
| | 渡辺　寛美 | 市民公募委員 | | 市民公募委員 |
| | 雨宮　文明 | 川崎区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 奥山　慶三 | 幸区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 山崎　正司 | 中原区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 大塚　吾郎 | 高津区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 益子　まり | 宮前区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 林　　さわ子 | 多摩区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 浅見　政俊 | 麻生区役所保健福祉センター | 所長 | 行政関係委員 |
| | 中村　茂 | 総合企画局都市経営部企画調整課 | 課長 | 行政関係委員 |
| | 豊村　和弘 | 市民・こども局市民生活部市民協働推進課 | 課長 | 行政関係委員 |
| | 馬場　武 | 健康福祉局総務部企画課 | 課長 | 行政関係委員 |

◎：委員長　○：副委員長　　（順不同　敬称略　職名は在任中のもの）

## （６）区民説明会・パブリックコメント（意見募集）

### 【第４期川崎市地域福祉計画及び各区地域福祉計画区民説明会】

「第４期川崎市地域福祉計画」の策定にあたっては、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種福祉関係団体等参加のもとに策定をしてきた案を、より多くの市民の方々と共有し、この計画を進めていくため、平成26年１月27日から２月13日までの日程で、各区役所において区民説明会を開催しました。

#### ① 開催日・場所

| 区 | 日　　時 | 会　　場 |
|---|---|---|
| 川崎区 | 平成26年２月　４日（火） | 川崎区役所７階　会議室 |
| 幸　区 | 平成26年１月28日（火） | 幸区役所　５階　第１会議室 |
| 中原区 | 平成26年２月13日（木） | 中原区役所５階　502会議室 |
| 高津区 | 平成26年１月29日（水） | 高津区役所５階　第１会議室 |
| 宮前区 | 平成26年２月　６日（木） | 宮前区役所４階　大会議室 |
| 多摩区 | 平成26年１月27日（月） | 多摩区役所11階　会議室 |
| 麻生区 | 平成26年１月31日（金） | 麻生区役所４階　第１会議室 |

#### ② 参加者

７区合計で521名の方々に御参加いただきました。

#### ③ 説明会の内容

○　開会
○　「第４期川崎市地域福祉計画（案）」概要説明
○　「第４期各区地域福祉計画（案）」概要説明
○　質疑応答
○　閉会

また、区によっては、区民説明会に併せて、講演、事例発表会等を開催しました。

### 【パブリックコメント（意見募集）】

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定しています。

「第４期川崎市地域福祉計画」の策定におきましても、市民の生活にとって重要である政策であり、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表するパブリックコメントを実施しました。

### ① 募集期間

平成26年１月27日（月）から２月26日（水）まで

### ② 意見募集方法

〇　市政だよりにてパブリックコメントの実施を広報
〇　川崎市ホームページに掲載
〇　各区役所（市政資料コーナー、保健福祉センター地域保健福祉課）、健康福祉局地域福祉課、かわさき情報プラザで計画を閲覧

### ③ 意見提出方法

区民説明会時、電子メール、ファックス、郵送、持参

## （７）本計画と連携する主な個別計画

平成26年４月現在

| 計画名 | 計画の概要 | 所管課等 |
|---|---|---|
| 地域医療計画 | 住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築を基本理念とし、「地域での暮らしを支える医療の充実」、「安全・安心を支える医療の提供」、「市民とともに育む医療の推進」の３つの基本目標をめざす計画 | 健康福祉局<br>医療政策推進室 |
| ホームレス自立支援実施計画 | ホームレスに関する諸課題の解決に向けた基本目標と基本方針、達成に向けた具体的な取組を掲げて、本市の実情に応じた施策を推進するための計画 | 健康福祉局<br>生活保護・自立支援室 |
| かわさき健康づくり２１ | 市民の生活習慣の改善や具体的な行動につなげていくため、「個人の生活習慣の改善」と「それを支える社会環境の改善」の取組を掲げ、健康的な生活を実践や生活習慣病の予防により、健康寿命の延伸を推進するための計画 | 健康福祉局<br>健康増進課 |
| 母子家庭等自立促進計画 | 母子及び寡婦福祉法に基づき、生活支援、自立支援、就業支援など、ひとり親家庭等への支援を総合的に推進するための計画 | 市民・こども局<br>こども本部<br>こども福祉課 |
| 保育基本計画 | 市内全域における人口増加傾向や女性の就労機会の増大等により、増加する保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、在宅児を含めた子育て支援策を総合的に推進するための計画 | 市民・こども局<br>こども本部<br>保育課 |
| すこやか親子２１ | 母子保健の国民運動計画として策定された国の健やか親子21に基づき、地域の中で、子どもと親が健康で元気に育ち、いきいきと楽しい子育てができるよう環境整備を推進するための計画 | 市民・こども局<br>こども本部<br>こども家庭課 |
| 子ども「夢と未来」プラン | 次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、社会全体ですべての子育て家庭を対象とした支援を行えるように、市民、事業者、関係団体、行政などの各主体の取組を推進するための計画 | 市民・こども局<br>こども本部<br>子育て支援課 |
| かわさきノーマライゼーションプラン | 障害者支援の基本的な理念であるノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下に、障害者の自立した地域生活の支援に向けた基本的な方向性を定め、障害福祉サービスの提供を推進するための計画 | 健康福祉局<br>障害計画課 |
| いきいき長寿プラン | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者保健福祉及び介護保険に係る総合的なサービスの供給を図り、持続可能な高齢者施策を展開するための計画 | 健康福祉局<br>高齢者事業推進課 |
| 地域福祉活動推進計画 | 地域福祉活動の中核を担う民間団体の川崎市社会福祉協議会が、市民の自発的な活動促進と参加拡大、生活基盤の強化につなげる市民・行政との協働関係の構築などを重点目標に、「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地域福祉推進を図るための計画 | 川崎市<br>社会福祉協議会 |
| 地域福祉活動計画 | 市内各区における地域福祉活動の中核を担う民間団体の区社会福祉協議会が、地域住民や区内の福祉関係団体・施設と協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための計画 | 各区<br>社会福祉協議会 |

## （８）本計画の事業に関連する主な相談機関

平成26年４月現在

| 名　称 | 所在地 | 電話 | FAX | 所管課等 |
|---|---|---|---|---|
| 市役所・区役所 | 別表①参照 | | | |
| 児童相談所 | 別表②参照 | | | 市民・こども局<br>こども本部<br>こども福祉課 |
| 児童家庭支援センター | 別表③参照 | | | 市民・こども局<br>こども本部<br>こども福祉課 |
| あんしんセンター | 別表④参照 | | | 健康福祉局<br>地域ケア推進担当 |
| 福祉パル<br>（各区社会福祉協議会） | 別表⑤参照 | | | 健康福祉局<br>地域福祉課 |
| 地域包括支援センター | 別表⑥参照 | | | 健康福祉局<br>地域ケア推進担当 |
| 障害者相談支援センター | 別表⑦参照 | | | 健康福祉局<br>障害計画課 |
| 川崎市総合福祉センター<br>（川崎市社会福祉協議会） | 中原区上小田中6-22-5<br>（エポックなかはら） | 739-8710 | 739-8737 | 健康福祉局<br>地域福祉課 |
| 高齢社会福祉総合センター | 多摩区長沢2-11-1 | 976-9001 | 976-9000 | 健康福祉局<br>高齢者事業推進課 |
| 精神保健福祉センター | 川崎区宮本町2-32<br>ＪＡセレサみなみビル４階 | 200-3195 | 200-3974 | 健康福祉局<br>精神保健福祉ｾﾝﾀｰ |
| 生活自立･仕事相談センター | 川崎区駅前本町11-2<br>川崎フロンティアビル５階 | 245-5120 | 245-0710 | 健康福祉局<br>生活保護・自立支援室 |
| かわさき市民活動センター | 中原区新丸子東<br>3-1100-12　ﾊﾟｰｸｼﾃｨ武蔵小杉ﾐｯﾄﾞｽｶｲﾀﾜｰ１階 | 430-5566 | 430-5577 | 市民・こども局<br>市民協働推進課 |

### ■ 市役所・区役所【 別表① 】

| 名　称 | 所在地 | 電話 |
|---|---|---|
| 川崎市役所 | 川崎区宮本町１ | 200-2111 |
| 川崎区役所 | 川崎区東田町8番地（パレール三井ビル） | 201-3113 |
| 大師支所 | 川崎区東門前2-1-1 | 271-0130 |
| 田島支所 | 川崎区鋼管通2-3-7 | 322-1960 |
| 幸区役所 | 幸区戸手本町1-11-1 | 556-6666 |
| 中原区役所 | 中原区小杉町3-245 | 744-3113 |
| 高津区役所 | 高津区下作延2-8-1 | 861-3113 |
| 宮前区役所 | 宮前区宮前平2-20-5 | 856-3113 |
| 多摩区役所 | 多摩区登戸1775-1 | 935-3113 |
| 麻生区役所 | 麻生区万福寺1-5-1 | 965-5100 |

## ■ 児童相談所【 別表② 】

| 名　称 | 所在地 | 電話 | FAX |
| --- | --- | --- | --- |
| 子ども家庭センター | 幸区鹿島田1-21-9 | 542-1234 | 542-1505 |
| 中部児童相談所 | 高津区末長1-3-9 | 877-8111 | 877-8733 |
| 北部児童相談所 | 多摩区生田7-16-2 | 931-4300 | 931-4505 |

## ■ 児童家庭支援センター【 別表③ 】

| 名　称 | 所在地 | 電話 | FAX |
| --- | --- | --- | --- |
| しゃんぐりらこども家庭支援センター | 幸区東小倉6-1 | 520-3608 | 520-3607 |
| かわさきさくら児童家庭支援センター | 多摩区菅稲田堤1-10-5 | 944-3981 | 944-3982 |
| はくさん児童家庭支援センター | 麻生区白山1-1-5 | 712-4073 | 712-4074 |

## ■ あんしんセンター【 別表④ 】

| 名　称 | 所在地 | 電話 | FAX |
| --- | --- | --- | --- |
| 川崎区あんしんセンター<br>(川崎区社会福祉協議会) | 川崎区日進町1－11　川崎ルフロン8階<br>福祉パルかわさき内 | 245-1144 | 211-8741 |
| 幸区あんしんセンター<br>(幸区社会福祉協議会) | 幸区戸手本町1-11-5　さいわい健康福祉プラザ　福祉パルさいわい内 | 556-5082 | 556-5577 |
| 中原区あんしんセンター<br>(中原区社会福祉協議会) | 中原区今井上町34　和田ビル1階<br>福祉パルなかはら内 | 722-6122 | 711-1260 |
| 高津区あんしんセンター<br>(高津区社会福祉協議会) | 高津区溝口1-6-10　てくのかわさき3階<br>福祉パルたかつ内 | 812-5833 | 812-3549 |
| 宮前区あんしんセンター<br>(宮前区社会福祉協議会) | 宮前区宮崎2-6-10　宮崎台ガーデンオフィス4階　福祉パルみやまえ内 | 856-5788 | 852-4955 |
| 多摩区あんしんセンター<br>(多摩区社会福祉協議会) | 多摩区登戸1763　ライフガーデン向ヶ丘2階<br>福祉パルたま内 | 933-2411 | 911-8119 |
| 麻生区あんしんセンター<br>(麻生区社会福祉協議会) | 麻生区万福寺1-2-2　新百合トゥエンティワン1階　福祉パルあさお内 | 952-5711 | 952-1424 |
| 川崎市あんしんセンター<br>(川崎市社会福祉協議会) | 中原区上小田中6-22-5<br>川崎市総合福祉センター6階 | 739-8727 | 739-8738 |

## ■ 福祉パル【 別表⑤ 】

| 名　称 | 所在地 | 電話 | FAX |
| --- | --- | --- | --- |
| 川崎市福祉パルかわさき<br>(川崎区社会福祉協議会) | 川崎区日進町1－11<br>川崎ルフロン8階 | 246-5500 | 211-8741 |
| 川崎市福祉パルさいわい<br>（幸区社会福祉協議会） | 幸区戸手本町1-11-5<br>さいわい健康福祉プラザ | 556-5500 | 556-5577 |
| 川崎市福祉パルなかはら<br>（中原区社会福祉協議会） | 中原区今井上町34　和田ビル1階 | 722-5500 | 711-1260 |
| 川崎市福祉パルたかつ<br>（高津区社会福祉協議会） | 高津区溝口1-6-10<br>てくのかわさき3階 | 812-5500 | 812-3549 |
| 川崎市福祉パルみやまえ<br>（宮前区社会福祉協議会） | 宮前区宮崎2-6-10<br>宮崎台ガーデンオフィス4階 | 856-5500 | 852-4955 |

| 名　称 | 所在地 | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|
| 川崎市福祉パルたま（多摩区社会福祉協議会） | 多摩区登戸1763<br>ライフガーデン向ヶ丘2階 | 935-5500 | 911-8119 |
| 川崎市福祉パルあさお（麻生区社会福祉協議会） | 麻生区万福寺1-2-2<br>新百合トゥエンティワン1階 | 952-5500 | 952-1424 |

## ■ 地域包括支援センター【 別表⑥ 】

| 区 | 名称 | 所在地 | 電話 | FAX | 担当地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 川崎区 | しおん | 川崎区本町1-1-1 | 222-7792 | 222-7796 | 本町、榎町、堀之内町、宮本町、東田町、砂子、駅前本町、富士見１丁目、宮前町、新川通、鈴木町、港町、旭町、境町 |
| | 恒春園 | 川崎区小川町10-10 | 211-6313 | 223-1240 | 貝塚、南町、元木、池田、日進町、下並木、堤根、京町１・２丁目、小川町 |
| | 大島中島 | 川崎区大島上町18-1<br>サニークレイン２階 | 276-9901 | 276-9902 | 富士見２丁目、中島、大島、大島上町 |
| | 京町 | 川崎区京町2-15-6<br>神和ビル3階 | 333-7920 | 333-7938 | 大川町、小田２～７丁目、浅田、京町３丁目、田辺新田、白石町 |
| | ビオラ川崎 | 川崎区小田栄2-1-7 | 329-1680 | 322-2553 | 渡田、渡田向町、渡田東町、小田栄、渡田新町、渡田山王町、小田１丁目 |
| | 桜寿園 | 川崎区桜本2-39-4 | 287-2558 | 287-2577 | 桜本、追分町、浜町、鋼管通、田島町、浅野町、南渡田町、池上町、扇町、扇島 |
| | 大師中央 | 川崎区台町26-7 | 270-5112 | 287-5562 | 台町、大師公園、中瀬、四谷下町、四谷上町、観音、池上新町 |
| | 藤崎 | 川崎区藤崎4-20-1<br>矢口ビル１階 | 270-3215 | 270-5682 | 川中島、藤崎、伊勢町、大師駅前 |
| | 大師の里 | 川崎区日ノ出2-7-1 | 266-9130 | 266-9131 | 大師河原、東門前、昭和、大師町、大師本町、殿町、田町、江川、日ノ出、出来野、塩浜、小島町、浮島町、夜光、千鳥町、水江町、東扇島 |
| 幸区 | 幸風苑 | 幸区都町64-1 | 556-4355 | 511-3511 | 幸町、中幸町、堀川町、大宮町、柳町、南幸町、都町、神明町 |
| | 夢見ヶ崎 | 幸区南加瀬1-7-14 | 580-4765 | 742-8040 | 小倉（小倉１－１以外）、南加瀬 |
| | かしまだ | 幸区新塚越201<br>ルリエ新川崎6階 | 540-3222 | 540-3220 | 古川町、新塚越、下平間、矢上、北加瀬、鹿島田 |
| | しゃんぐりら | 幸区東小倉6-1 | 520-3863 | 520-3861 | 遠藤町、戸手本町、塚越、紺屋町、新小倉、新川崎、東小倉、小倉１－１ |
| | みんなと暮らす町 | 幸区東古市場116-12 | 520-1905 | 520-1906 | 小向、小向東芝町、小向仲野町、小向町、小向西町、東古市場、古市場 |
| | さいわい東 | 幸区戸手4-1-9 | 555-1411 | 555-1412 | 戸手、河原町 |

| 区 | 名称 | 所在地 | 電話 | FAX | 担当地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中原区 | すみよし | 中原区木月祇園町2-1 | 455-0980 | 455-0883 | 木月住吉町、苅宿、大倉町、西加瀬、木月、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、井田三舞町 |
| | こだなか | 中原区上小田中1-28-55 | 798-2332 | 754-7613 | 下新城、新城中町、新城、上新城、上小田中 |
| | ひらまの里 | 中原区上平間611-1 | 544-4012 | 544-3961 | 上丸子山王町、上丸子、下沼部、中丸子、上平間、田尻町、北谷町 |
| | みやうち | 中原区宮内1-25-1 | 740-2814 | 740-2816 | 上丸子八幡町、新丸子町、丸子通、上丸子天神町、宮内、等々力、小杉陣屋町、小杉御殿町 |
| | いだ | 中原区井田2-27-1<br>かわさき総合ｹｱｾﾝﾀｰ内 | 751-6661 | 751-6385 | 井田中ノ町、井田、井田杉山町、下小田中 |
| | とどろき | 中原区今井上町34<br>常田ビル201 | 281-3666 | 281-3616 | 新丸子東、市ノ坪、小杉町、今井南町、今井仲町、今井西町、今井上町 |
| 高津区 | わらく | 高津区千年141 | 799-7951 | 799-7952 | 千年新町、千年、子母口、明津 |
| | すえなが | 高津区末長1-3-13 | 861-5320 | 861-6194 | 末長、新作 |
| | 陽だまりの園 | 高津区諏訪2-10-15 | 814-5637 | 814-5636 | 二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛 |
| | 溝口 | 高津区溝口1-6-10<br>てくのかわさき3階 | 820-1133 | 822-0500 | 溝口、久本、坂戸 |
| | ひさすえ | 高津区久末453 | 797-6531 | 797-6540 | 蟹ヶ谷、久末、野川 |
| | 樹の丘 | 高津区久地4-19-1 | 820-8401 | 820-8402 | 宇奈根、久地、下作延 |
| | リ・ケア<br>向ヶ丘 | 高津区向ヶ丘130-9 | 865-6238 | 865-6239 | 梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘 |
| 宮前区 | みかど荘 | 宮前区野川1413 | 777-5716 | 777-1193 | 野川、梶ヶ谷 |
| | 鷲ヶ峯 | 宮前区菅生ケ丘13-1 | 978-2724 | 976-6470 | 水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、初山 |
| | 富士見プラザ | 宮前区野川2911 | 740-2883 | 777-3239 | 東有馬、有馬 |
| | レストア<br>川崎 | 宮前区犬蔵2-25-9 | 976-9590 | 976-9591 | 鷺沼、土橋、犬蔵 |
| | フレンド<br>神木 | 宮前区神木本町5-12-15 | 871-1180 | 877-2800 | 五所塚、平、白幡台、神木本町 |
| | 宮前平 | 宮前区馬絹541-5 | 872-7144 | 852-3377 | 小台、宮前平、宮崎６丁目、馬絹 |
| | ビオラ宮崎 | 宮前区宮崎176-21 | 948-5371 | 948-5372 | けやき平、南平台、神木、宮崎、宮崎１～５丁目 |
| 多摩区 | 長沢壮寿の里 | 多摩区長沢2-11-1 | 976-9004 | 976-9672 | 東生田、枡形５～７丁目、東三田、三田、長沢 |
| | 多摩川の里 | 多摩区中野島6-13-5 | 935-5531 | 935-3511 | 和泉、布田、中野島、生田１～３丁目 |
| | 太陽の園 | 多摩区栗谷2-16-6 | 959-1234 | 959-1233 | 南生田、西生田、栗谷 |
| | 菅の里 | 多摩区菅北浦3-10-20 | 946-5514 | 946-3432 | 菅、菅野戸呂、菅稲田堤、菅馬場１・２丁目、菅城下、菅北浦 |
| | しゅくがわら | 多摩区宿河原6-20-19 | 930-5151 | 930-5911 | 宿河原３～７丁目、堰、長尾３～７丁目 |
| | よみうりランド花ハウス | 多摩区菅仙谷4-1-4 | 969-3116 | 969-3112 | 菅馬場３・４丁目、寺尾台、菅仙谷、枡形１～４丁目、生田４～８丁目 |
| | 登戸 | 多摩区登戸1763<br>ﾗｲﾌｶﾞｰﾃﾞﾝ向ヶ丘2階 | 933-7055 | 933-7077 | 登戸新町、登戸、宿河原1・2丁目、長尾1・2丁目 |

| 区 | 名称 | 所在地 | 電話 | FAX | 担当地域 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 麻生区 | 柿生アルナ園 | 麻生区上麻生5-19-10 | 989-5403 | 988-9774 | 白山、王禅寺西５～８丁目、上麻生、上麻生５～７丁目、下麻生１丁目 |
| | 栗木台 | 麻生区栗木台1-13-8<br>緑陽苑内 | 988-5160 | 981-5020 | 細山、金程、向原、栗平２丁目、栗木台、栗木、南黒川、黒川、はるひ野 |
| | 虹の里 | 麻生区王禅寺963-26 | 986-4088 | 986-1027 | 王禅寺、虹ヶ丘、早野、王禅寺東3～6丁目、下麻生、下麻生２・３丁目 |
| | 片平 | 麻生区片平1430<br>金井原苑内 | 986-4986 | 986-4646 | 片平、白鳥、五力田、古沢、岡上、栗平１丁目 |
| | 百合丘 | 麻生区東百合丘3-2-7 | 959-6522 | 953-8485 | 高石４～６丁目、百合丘、東百合丘 |
| | 新百合 | 麻生区上麻生3-14-20　つくしの里内 | 969-3388 | 969-3322 | 王禅寺西１～４丁目、王禅寺東１・２丁目、上麻生１～４丁目 |
| | 高石 | 麻生区高石3-1-12 | 959-6020 | 959-6021 | 多摩美、高石１～３丁目、万福寺、千代ヶ丘 |

## ■ 障害者相談支援センター【 別表⑦ 】

| 区 | 名称 | 所在地 | 電話 | FAX |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 川崎区 | かわさき基幹相談支援センター | 川崎区大島1-4-8　ｲｰｽﾄﾌﾞﾙｰ1階 | 222-8281 | 589-5620 |
| | 地域相談支援センターふじみ | 川崎区大島1-8-6 | 233-9949 | 246-0941 |
| | 地域相談支援センターいっしょ | 川崎区京町1-16-26-101 | 201-6952 | 201-6952 |
| | 地域相談支援センター<br>かわさきLife | 川崎区浅田3-8-4 | 589-5188 | 272-1310 |
| 幸区 | さいわい基幹相談支援センター | 幸区古市場2-91 | 589-5183 | 589-5184 |
| | 地域相談支援センターラルゴ | 幸区南加瀬2-28-28 萬家ビル102 | 589-5472 | 589-5473 |
| | 地域相談支援センターりぼん | 幸区北加瀬1-31-5<br>サポートさいわい2階 | 580-3080 | 580-6267 |
| | 地域相談支援センター<br>あんさんぶる | 幸区小向西町4-61-101 | 223-8290 | 223-8432 |
| 中原区 | なかはら基幹相談支援センター | 中原区今井仲町264 | 299-9838 | 299-9839 |
| | もとすみ地域相談支援センター | 中原区木月2-18-6 メゾン住吉203 | 863-6251 | 863-6744 |
| | 地域相談支援センターすまいる | 中原区北谷町12<br>グレースピアヤワタ102号 | 201-1280 | 201-1280 |
| | 地域相談支援センターにじ | 中原区下小田中2-4-24<br>マリンハイツ２階 | 平成26年4月開設 | |
| 高津区 | たかつ基幹相談支援センター | 高津区溝口3-13-5 | 543-9812 | 543-9813 |
| | くさぶえ地域相談支援センター | 高津区末長1289 | 863-9744 | 853-6901 |
| | 地域相談支援センター<br>ゆきやなぎ | 高津区二子2-18-10<br>グロービル高津101号室 | 819-5812 | 819-5813 |
| | 地域相談支援センターいまここ | 高津区二子6-3-3<br>グランドール栄A-202 | 819-4304 | 819-4304 |

| 区 | 名称 | 所在地 | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 宮前区 | みやまえ基幹相談支援センター | 宮前区宮崎2-6-11<br>宮崎台バースビレッジA棟106 | 750-0581 | 750-0582 |
| | 地域相談支援センターポポラス | 宮前区宮崎2-13-35<br>モア・宮崎101 | 870-5236 | 870-5237 |
| | 地域相談支援センターれもん | 宮前区神木本町5-1-4<br>エスペランサ宮前203 | 740-9043 | 740-9143 |
| | 地域相談支援センターシリウス | 宮前区鷺沼1-2-1<br>安藤マンション403 | 920-9105 | 920-9106 |
| 多摩区 | たま基幹相談支援センター | 多摩区登戸495-3<br>アミニティミシマ第５ビル１階 | 819-5788 | 819-5789 |
| | 地域相談支援センター<br>いろはにこんぺいとう | 多摩区生田7-9-1　生田第2ビル2階 | 299-7727 | 933-5559 |
| | 地域相談支援センタードルチェ | 多摩区中野島2-6-7<br>豊栄レジデンス103 | 819-4510 | 819-4511 |
| | 地域相談支援センターアベク | 多摩区南生田4-11-1 | 948-9890 | 948-9892 |
| 麻生区 | あさお基幹相談支援センター | 麻生区万福寺2-4-7<br>才沢第2ビル102 | 299-8895 | 299-8896 |
| | 地域相談支援センター柿生 | 麻生区五力田2-20-10 | 987-1794 | 987-1510 |
| | 地域相談支援センターひまわり | 麻生区百合丘2-8-2<br>北部リハビリテーションセンター2階 | 281-9175 | 966-2612 |
| | 地域相談支援センターそれいゆ | 麻生区細山1203 | 969-7447 | 954-5581 |

**第４期川崎市地域福祉計画**

～ 活力とうるおいある地域づくりをめざして ～

2014（平成26）年３月

川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
ＴＥＬ　044-200-2626
ＦＡＸ　044-200-3637
E-mail　35tihuku@city.kawasaki.jp

KAWASAKI CITY

第4期川崎市地域福祉計画